

三木市地域防災計画

(資料編)

令和元年度修正

三木市

条文集

資料編

＜条文集＞ 目次

条文 1	三木市防災会議条例	1
条文 2	三木市防災会議運営要綱	4
条文 3	三木市災害対策本部条例	5
条文 4	三木市災害対策本部設置要綱	6
条文 5	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	8
条文 6	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領	10
条文 7	播磨広域防災連携協定	12
条文 8	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	14
条文 9	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援に関する実施要領	16
条文 10	災害時における相互応援協定（神戸市隣接市町）	18
条文 11	災害時における相互応援協定に関する実施細目（神戸市隣接市町）	20
条文 12	災害時等の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局）	22
条文 13	災害時における相互応援協定書（静岡県駿東郡小山町）	24
条文 14	災害時相互応援に関する協定書（福井県三方上中郡若狭町）	26
条文 15	災害時相互応援に関する協定書（岐阜県不破郡垂井町）	28
条文 16	災害発生時における施設の利用に関する協定（兵庫県警本部）	30
条文 17	兵庫県広域消防相互応援協定	32
条文 18	兵庫県広域消防相互応援覚書	35
条文 19	山陽自動車道消防相互応援協定	46
条文 20	中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	49
条文 21	舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定	52
条文 22	兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領	55
条文 23	兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱	61
条文 24	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	62
条文 25	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定実施細目	64
条文 26	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	66
条文 27	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	69
条文 28	災害時等における相互協力に関する協定（NEXCO西日本）	72

条文 29	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	その 1.....	77
条文 30	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	その 2.....	82
条文 31	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	その 3.....	85
条文 32	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	その 4.....	87
条文 33	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	その 5.....	89
条文 34	災害時における飲料の提供協力に関する協定（自動販売機）	92
条文 35	災害時における物資調達に関する応援協定（段ボールベッド等）	95
条文 36	災害時におけるユニット住宅の設置に関する協定	97
条文 37	緊急時における災害応急対策業務に関する協定（三木建設業協会）	100
条文 38	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	104
条文 39	水道緊急時における災害等応急対策業務に関する協定（三木市管工事業共同組合）	109
条文 40	災害時における応急対策機器等の供給に関する協定（株東海大阪レンタル）	113
条文 41	災害時における軽トラックの貸与に関する協定（JUSETZ マーケティング株）	115
条文 42	災害時における飲料水の提供に関する協定（株ジャパソビパレッジホールディングス）	118
条文 43	災害時における飲料水の提供に関する協定（株伊藤園）	120
条文 44	災害時における飲料水の提供に関する協定（関西キリンパレッジサービス）	122
条文 45	災害時における物資供給に関する協定（株ナフコ）	124
条文 46	災害時における道路啓開業務等の協力に関する協定書（兵庫県自動車整備振興会）	128
条文 47	災害時における道路啓開業務等の協力に関する協定書（KMレッカー）	132
条文 48	災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書	134
条文 49	防災用資機材の配備に関する協定（発電機配備：デイサービスセンター）	139
条文 50	災害時におけるボランティア支援に関する協定書（三木市社会福祉協議会）	141
条文 51	災害時における三木市と三木市内郵便局との相互協力に関する覚書	143
条文 52	災害時における放送要請に関する協定（FMみっきい）	148
条文 53	災害時等の緊急放送における協定（J：COMチャンネル）	150
条文 54	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	151
条文 55	災害時における避難場所提供に関する協定（福祉避難所指定：三木精愛園）	153
条文 56	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（民間福祉施設）	156
条文 57	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（地域福祉センター細川）	158
条文 58	三木市 2 次避難所指定に係る覚書（県立高等学校）	160
条文 59	災害時における応急対策の協力に関する協定書（株NESTA RESORT）	161
条文 60	災害時における防災活動協力に関する協定（イオンリテール株）	163
条文 61	三木市住宅耐震改修事業補助金交付要綱	165
条文 62	三木市集会所等整備補助金交付要綱	170

条文 63	三木市自主防災組織補助金交付要綱	175
条文 64	三木市緊急防止工事等支援補助金交付要綱	179
条文 65	災害弔慰金の支給等に関する条例	181
条文 66	災害による被災者に対する市税等の減免に関する規則	184

条文 1 三木市防災会議条例

昭和 37 年 12 月 27 日

条例第 29 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、三木市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 三木市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 兵庫県の知事の部内の職員
 - (3) 兵庫県警察の警察官
 - (4) 市長の部内の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) その他市長が必要と認める者
- 6 前項に掲げる委員の総数は、30 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号から第 9 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前号の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了した時は、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(吉川町の編入に伴う経過措置)

- 2 吉川町の編入に伴い新たに任命又は委嘱する委員の任期は、第3条第7項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則(昭和40年10月1日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則(平成12年3月29日条例第12号抄)

(施行期日)

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月27日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月27日条例第31号)

この条例は、平成17年10月24日から施行する。

附 則(平成24年9月26日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

三木市防災会議委員

番号	役職	所 属	職名	摘要
1	会長	三木市	三木市長	
2	委員	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	所長	1号委員
3	〃	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	次長	1号委員
4	〃	兵庫森林管理署神戸森林事務所	地域統括森林官	1号委員
5	〃	陸上自衛隊第8高射特科群第338高射中隊	中隊長	9号委員
6	〃	兵庫県北播磨県民局	局長	2号委員
7	〃	人と防災未来センター	研究員	8号委員
8	〃	兵庫県三木警察署	署長	3号委員
9	〃	三木市	教育長	5号委員
10	〃	三木市	消防長	6号委員
11	〃	三木市男女共同参画センター	女性問題相談員	9号委員
12	〃	西日本高速道路(株)関西支社神戸高速道路事務所	所長	7号委員
13	〃	関西電力(株)兵庫支社姫路電力本部	加古川配電営業所長	7号委員
14	〃	大阪ガス(株)導管事業部兵庫導管部導管計画チーム	マネジャー	7号委員
15	〃	西日本電信電話(株)兵庫支店設備部マネジメント担当災害対策室	次長	7号委員
16	〃	神戸電鉄(株)鉄道事業本部運輸部運輸課	鈴蘭台駅長	7号委員
17	〃	神姫バス(株)三木営業所	所長	7号委員
18	〃	(社)兵庫県トラック協会東播支部	理事	7号委員
19	〃	三木市消防団	団長	6号委員
20	〃	三木市医師会	会長	9号委員
21	〃	(株)エフエム三木	防災チーフ	7号委員
22	〃	三木市区長協議会連合会	代表	8号委員
23	〃	三木市連合民生委員児童委員協議会	代表	9号委員
24	〃	三木市女性団体連絡協議会	代表	9号委員
25	〃	三木市社会福祉協議会地域福祉センター	女性問題相談員	9号委員
26	〃	三木市連合PTA理事	女性役員	9号委員
27	〃	障がい者団体	女性委員	9号委員
28	〃	行政書士	女性委員	9号委員
29	〃	三木防災リーダーの会	女性委員	9号委員
30	〃	公募委員	女性委員	9号委員

条文 2 三木市防災会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三木市防災会議条例（昭和37年条例第29号）第5条の規定に基づき、三木市防災会議（以下「防災会議」という）の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 防災会議は、年度の当初及び防災に関し会長が必要と認めるときに開くものとする。

(専決処分等)

第3条 会長はすみやかに措置を要する場合、次に掲げる事項についてはこれを専決処分することができる。

(1) 災害に関する情報を収集すること。

(2) 関係機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供意見の開陳、その他必要な協力を求めること。

(3) その他軽易な事項

2 一部特定の機関にのみ関係ある事項については、会長が関係委員と協議して処分することができる。

3 会長は前各項の規定による処分については、次の防災会議にその旨を報告しなければならない。

第4条 防災会議の専門委員をもって専門委員会を組織する。

2 専門委員会は、あらかじめ会長が指名する専門委員が招集し、その議長となる。

3 専門委員会は、防災会議において委任された専門の事項を調査処理する。

(準用規定)

第5条 第2条第2項の規定は、専門委員会について準用する。

(異動報告)

第6条 委員及び専門委員は、異動等により変更があったときは、後任者がその職名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和39年6月1日から実施する。

条文 3 三木市災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 27 日

条例第 30 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、三木市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月 26 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 26 日条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

条文 4 三木市災害対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三木市災害対策本部条例（昭和37年条例第30号）第4条の規定に基づき、三木市災害対策本部（以下「本部」という）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の設置及び廃止)

第2条 市長は次の各号に該当する場合に本部を設置する。

- (1) 市内で震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) 市域に台風、集中豪雨、洪水、地震、火事、爆発その他による災害が発生した場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
- (3) 市域を含む地域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく大雨、暴風、洪水等の注意報又は警報が発表された場合で、市域において重大な災害が予測され、その対策を要すると認められるとき。
- (4) その他災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき。

2 市長は、本部を設置した後において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、その他本部を設置しておく必要がないと認めたときは、これを廃止する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長がこれにあたる。
- 3 副本部長は副市長をもって充てる。
- 4 本部員は教育長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、議会事務局長、上下水道部長、教育総務部長、教育振興部長、消防長、秘書広報課長、支所長、危機管理課長をもって充てる。

(本部員会議)

第4条 本部員会議は本部長が招集し、その会議の議長となる。

2 本部員会議は防災予防及び災害応急対策、復旧対策の実施の方法について協議する。

(防災活動)

第5条 防災活動は、本部長の総括のもとに部等の長が所属職員を指揮監督してこれを行う。

2 防災活動は別表の定めるもののほか、前項に掲げる部等のそれぞれの条例規則又は規定に定める組織、事務分掌等の職制によりこれを行うものとする。

3 本部長は、前項の規定にかかわらず必要と認めるときは、非常の措置を命ずることができる。

(防災指令)

第6条 本部長は、必要に応じて部等の長に対して次の各号に掲げる区分により防災指令を発するものとする。この場合部等の長は必要と認める人員を配備して防災活動にあたらなければならない。

- (1) 第1号防災指令災害が発生するおそれがあり、少数の人員を配備して主として警戒及び情報連絡にあたる必要がある場合。
- (2) 第2号防災指令各部等の所属の職員のみで、所掌事務が処理できる程度の災害が発生し、または発生するおそれがある場合。

(3) 第3号防災指令前号に掲げる程度以上の大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。

2 前項の規定による指令は、すべての部等に適用する。ただし、必要があるときは、その都度指定する部等のみ適用する。

(本部連絡員)

第7条 本部員の属する部等に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、部の長が所属職員のうち指名する者をもって充てる。

3 本部連絡員は、各部の所管の被害状況、応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報をとりまとめて本部に連絡し、本部から指令、その他連絡事項を所属の部等に連絡することを任務とする。

4 本部連絡員は、本部長が必要と認めるときはその命により、その指定する場所に常駐する。

(応援職員の派遣)

第8条 部等の長は、応援を求める必要があると認めるときは、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、本部長は必要に応じて応援職員を派遣する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

条文 5 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。

3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

4 第1項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。

3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。

4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による

被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 地域防災計画その他必要な資料の提供

(2) 県と市町との連絡会等の開催

(3) その他必要な事項

(補足)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

兵庫県知事

ほか県内市町長

条文 6 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡窓口)

第2条 県及び市町は、応援に関する連絡調整を円滑に進めるため、連絡担当部局をあらかじめ定めるものとする。

2 各市町は、前項に規定する連絡担当部局を変更したときは、速やかに県(当該市町を所轄する県民局)に報告するものとする。

(情報の収集及び伝達方法)

第3条 被災市町は、速やかに被害状況の把握に努め、災害情報の伝達を行うとともに、県及びその他の市町にあつては情報収集に努めるものとする。

2 情報収集及び伝達は、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム、電話、ファクシミリ、衛星通信又は職員の派遣等により行うものとする。

(応援の内容)

第4条 協定第2条第1号から第3号までに規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資 飲料水、食糧、生活必需物資、医薬品等
- (2) 資機材 給水車、物資輸送車、ゴミ収集車、し尿処理車、重機、バイク、自転車、仮設トイレ、仮設風呂、テント、発電機等
- (3) 施設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、火葬場、ゴミ焼却場等
- (4) 派遣職員 県職員、市町職員

(応援の要請手続き)

第5条 被応援市町は、県及び市町に対し、応援要請書(様式第1号)により応援を要請するものとする。

2 県が、被応援市町の要請に対する応援計画を定めたときは、応援計画書(様式第2号)により関係市町に通知するものとする。

3 被応援市町に対する応援を速やかに行うため、県災害対策地方本部(県民局)は、被災市町と県災害対策本部並びに応援市町と県災害対策本部間における応援内容の調整を行うものとする。

4 被災市町は、緊急を要するとき、県災害対策地方本部(県民局)に連絡がつかないとき等の場合、県災害対策本部に、直接、応援を要請することができる。

5 協定第3条から第5条までの規定による応援要請の手続きは別紙のとおりとする。

6 応援要請の有無に関わらず応援活動を実施した県及び市町は、応援活動報告書(様式第3号)により被応援市町に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 協定第6条に定める経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより、被応援市町が負担する。

- (1) 応援職員の所属する県又は市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費
- (2) 応援職員が応援業務に従事中、第三者に損害を与えた場合の補償費
- (3) 応援物資、資機材の購入費、運搬費及び修理代

- 2 前項第2号に定める補償費のうち、被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、被応援市町と応援を行った県又は市町が協議して定める。
- 3 協定第5条の自主的な情報収集活動に要する経費は、その活動を行った県又は市町が負担する。
- 4 協定第6条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替え支弁した場合、応援を行った県又は市町は、当該経費の額を県知事又は市町の長名による請求書により関係書類を添付のうえ、被応援市町に請求するものとする。
- 5 前各項により難しい場合については、被応援市町と応援を行った県又は市町がその都度協議して定めるものとする。

附 則

この実施要領は、平成18年11月1日から適用する。

条文 7 播磨広域防災連携協定

(趣旨)

第1条 この協定は、播磨地域13市9町（以下「締結市町」という。）が、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供に関する事項
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- (3) 被災者の受入れに関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
 - (4) 応援の場所及びその場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があつたときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があつたものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被災市町長等の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。

- 2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 救援に必要な物資等の情報交換
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災対策)

第10条 締結市町は、播磨地域に係る広域的な防災対策に関して、必要な事項を協議し、協同して進めることに努めることとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町が締結する災害時の相互応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年(2014年)4月22日から効力を生じるものとする。
- 2 播磨広域防災連携協定(平成24年(2012年)8月30日締結)は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を22通作成し、締結市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成26(2014年)4月22日

姫路市長ほか関係市町長

条文 8 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、職員の派遣、物資の供給等を相互に応援し、応急対策の万全を期することを目的とする。

(地域及び構成市町)

第2条 この協定の地域及び市町は次のとおりとする。

地 域 東播磨地域、北播磨地域

市 明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市

町 多可町、稲美町、播磨町

(広域災害支援本部の設置)

第3条 東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、別に定める市町に広域災害支援本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。ただし、本部設置市町の被害が甚大で機能を果たせない場合は、他のブロックの代表市町に本部を設置するものとする。

2 ブロック別市町は、次のとおりとする。

東播磨ブロック 明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町

北播磨ブロック 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町

(応援の要請)

第4条 災害が発生し、緊急の応援要請をしようとする市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話等によりブロック代表市町に応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

一 災害の状況及び要請理由

二 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所

三 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所

四 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 前項の要請を受けたブロック代表市町は、速やかに本部へ通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 本部は、応援の要請を受けた場合、特別な理由がない限りこれを実施するものとする。

2 本部は、応援の要請がない場合でも、応援が必要と判断したときは、応援を実施できるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

3 本部は、関係機関等と緊密な連絡をとり、必要な応援を実施するものとする。

(経費の負担)

第6条 前条の応援の実施に要した費用は、原則として応援を受けた市町が負担するものとする。

2 その他の経費については、別に協議して定める。

(情報の収集及び伝達)

第7条 この協定を的確かつ円滑に実施するため、相互の情報収集及び伝達の方法は別に定める。

(平常時の活動)

第8条 構成市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

一 連絡会の開催

二 地域防災計画その他必要な資料の相互交換

- 三 防災訓練及び住民の啓発等
 - 四 その他災害時の相互応援に必要な事項
- (補 則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定める。

この協定の成立を証するため本書 11 通を作成し、各市町長記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 18 年 11 月 1 日

明石市長ほか関係市町長

条文9 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援に関する実施要領

1. 広域災害支援本部の設置及び運営

1) 広域災害支援本部（以下「本部」という。）の設置

平成31年度までの各年度の本部設置市町、東播磨ブロック代表市町及び北播磨代表市町は、次の表のとおりとする。

年度	項目 本部設置市町	東播磨ブロック 代表市町	北播磨ブロック 代表市町	備考
18年度	加西市	明石市	加西市	北播磨ブロック代表市町の順番は、加西市＝Ⅰ、三木市＝Ⅱ、小野市＝Ⅲ、西脇市＝Ⅳ、加東市＝Ⅴ、多可町＝Ⅵとし、平成18年度を最初の年度とし12年周期で次の順による。 Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳ→Ⅴ→Ⅵ→Ⅱ→Ⅰ→Ⅳ→Ⅲ→Ⅵ→Ⅴ
19年度	加古川市	加古川市	三木市	
20年度	小野市	高砂市	小野市	
21年度	稲美町	稲美町	西脇市	
22年度	加東市	播磨町	加東市	
23年度	明石市	明石市	多可町	
24年度	三木市	加古川市	三木市	
25年度	高砂市	高砂市	加西市	
26年度	西脇市	稲美町	西脇市	
27年度	播磨町	播磨町	小野市	
28年度	多可町	明石市	多可町	
29年度	加古川市	加古川市	加東市	
30年度	加西市	高砂市	加西市	
31年度	稲美町	稲美町	三木市	

2) 本部の運営

本部の運営は、それぞれの市町の災害対策本部設置要綱に準じて、応援の内容役割分担等について、ブロック代表市町が協議して定める。

3) 次年度ブロック代表市町による本部の設置及び運営

被害の状況等により、両ブロック代表市町において円滑な本部の設置及び運営を行うことができない場合、次年度のブロック代表市町が本部の設置及び運営を行うものとする。

2. 情報の収集及び伝達方法

- 1) 災害が発生した市町又はその隣接市町は、災害情報を収集し、速やかにブロック代表市町にその情報を伝達するものとする。
- 2) 災害が発生した場合、ブロック代表市町は、速やかに災害情報を収集し、ブロック構成市町にその情報を伝達するものとする。
- 3) 情報の収集及び伝達は、電話、衛星電話及び職員派遣をもって行うものとする。
- 4) 本部設置後の情報の収集及び伝達は、原則として本部と市町が直接行うものとする。

3. 応援の内容

- 1) 物資 水、食料品、毛布、医薬品、ポリタンク、炊き出し器具等

- 2) 資機材 給水車、物資輸送車、仮設トイレ、ゴミ収集車、し尿収集車、仮設風呂、テント、重機、自転車、バイク、携帯電話等
- 3) 施設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、斎場等
- 4) 職員 市町職員

4. 応援の方法

- 1) 物資及び資機材は、必要とする市町ごと及び種類ごとに仕分け、必要数量を搬入する。
- 2) 資機材は、原則として応援する市町が維持管理する。
- 3) 応援する市町職員は、応援を受ける市町の統制下に入るものとする。

5. 応援体制の確立

- 1) 広域相互応援体制の確立のため、上記の物資、資機材及び施設等の整備計画を別に定める。
- 2) 整備に要する経費は、市及び町が別途協議して定める

6. 連絡会の開催

東播磨及び北播磨防災担当課長会議を、毎年度開催する。

7. 資料及び情報の交換

相互応援のため、地域防災計画及び次の資料を相互に交換する。

- 1) 災害時の連絡窓口、担当責任者及び同補助者の職氏名
- 2) 物資及び資機材の保有状況
- 3) その他必要と考えられる事項

条文 10 災害時における相互応援協定（神戸市隣接市町）

災害応急活動の相互応援に関し、神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町及び明石市（以下「協定市町」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は協定市町の区域内において災害が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びこれらに至らない比較的小規模の災害をいう。

（相互応援）

第3条 協定市町は、その区域内に災害が発生した場合、相互に応援するものとする。

（連絡担当部局）

第4条 協定市町は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第5条 協定市町は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- (1) 被災者の食糧その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
- (3) 診療、検病、伝染病患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医療品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供
- (5) 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (8) 消防、救急、水防作業隊の応援並びに所要の資材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

（緊急応援）

第6条 協定市町は、前条の規定にかかわらず、協定市町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し、若しくは受報し、かつ、特に緊急を要し、前条に定める要請を待ついとまがないと認められる場合には同条の要請を待たずに応援を行うことができる。

この場合においては、直ちにその旨を応援を受けた協定市町（以下「被応援市町」という。）へ通報するものとする。

（応援措置の履行）

第7条 応援を行う協定市町（以下「応援市町」という。）は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費の負担については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより被応援市町が負担するものとする。

(1) 応援職員の旅費等

ア 応援市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費

イ 応援職員が応援業務に従事中第三者に損害を与えた場合の補償費

(2) 応援物資の購入等 当該物資の購入費及び輸送費

(3) 車両等の燃料費等 燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費

(4) 機械器具類の輸送費等 輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費

2 前項第1号イに規定する補償費のうち、被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、応援市町、被応援市町双方協議して定めるものとする。

(地域防災計画その他資料等の交換)

第9条 協定市町は、非常の災害に備え、毎年作成する地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

(実施の細則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町が協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年6月1日から効力を生ずる。

2 昭和38年12月2日に神戸市と三田市が締結した災害相互応援協定及び昭和45年3月9日に神戸市と芦屋市・西宮市が締結した災害相互応援協定は廃止する。

附 則

1 この協定は、平成17年10月24日から効力を生ずる。

2 平成8年6月1日に神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、吉川町、三木市、稲美町及び明石市が締結した災害時における相互応援協定は廃止する。

この協定の成立を証するため本書8通を作成し、協定市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年5月11日

神戸市長ほか関係市町長

条文 11 災害時における相互応援協定に関する実施細目（神戸市隣接市町）

（趣旨）

第1条 この実施細目は、神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町及び明石市（以下「協定市町」という。）との間で締結した災害時における相互応援協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（協定市町の区分）

第2条 協定参加市町を次の通り地域別に区分する。

- (1) 阪神地域
西宮市・芦屋市・宝塚市・三田市
- (2) 神戸地域
神戸市
- (3) 播磨地域
三木市・稲美町・明石市

（連絡担当市町）

第3条 前条に定める各地域の正副連絡担当市町を次表の通り定める。

地域	連絡担当市町	副連絡担当市町
阪神地域	芦屋市	三田市
神戸地域	神戸市	なし
播磨地域	明石市	三木市

- 2 災害が発生した場合、被災市町は、速やかに連絡担当市町に被害状況・応援要請内容等を連絡し、連絡を受けた連絡担当市町は、被災市町からの連絡内容を地域内の他市町及び他地域の連絡担当市町に連絡する。
- 3 連絡担当市町が被災等により、情報収集・連絡事務等を行いがたい場合は、副連絡担当市町が連絡担当市町の事務を代行する。
- 4 連絡担当市町及び副連絡担当市町は、その事務を行うにあたり、地域内の他市町に協力を要請することができる。

（経費の請求）

第4条 協定第8条に定める応援に要した経費の請求は、応援市町の市町長名による請求書（関係書類添付）により、各市町の連絡担当部局を経由して応援要請市町の市町長に対して行うものとする。

（緊急応援活動に要する経費の負担及び請求）

第5条 協定第6条の規定による緊急応援活動に要する経費の請求については、前条の規定を準用する。

（資料情報等の交換）

第6条 協定第9条に定める資料情報等については、次のとおりとする。

- (1) 連絡担当部局の課名・担当責任者及び同代理者の職氏名・電話番号その他連絡に必要な事項
- (2) 緊急物資及び資機材等の保有状況
- (3) その他必要と考えられる事項

(防災担当者会議の設置)

第7条 協定締結市町は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、定期的に防災担当者の会議を開催し、意見・情報等の交換を行う。

(その他)

第8条 この実施細目によりがたい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、その都度協定締結市町が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 平成9年10月23日に神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、吉川町、三木市、稲美町及び明石市が締結した災害時における相互応援協定に関する実施細目は廃止する。

条文 12 災害時等の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局）

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と三木市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第 1 条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第 2 条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- 一 三木市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 二 三木市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第 3 条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員]含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第 4 条 第 2 条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第 5 条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第 6 条 第 2 条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第 7 条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第 8 条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第 9 条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第 10 条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成 24 年 9 月 11 日

甲 近畿地方整備局長

乙 兵庫県三木市長

条文 13 災害時における相互応援協定書（静岡県駿東郡小山町）

三木市及び小山町は、いずれかの市町域において災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する大規模な災害等が発生した場合、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）の要請により、応急対策及び復旧対策にかかる災害時の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第 1 条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援の要請等）

第 2 条 被災市町は、協定市町に対して文書により次の事項を明確にして要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、電話等通信可能な手段により応援要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人員
- (4) 災害対策本部に集約された被害状況、避難場所情報、ライフライン情報など
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 被災市町において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかで、通信途絶等の状況にある場合、協定市町は、自主的な情報収集を行い、被害甚大と判断した場合は、前条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援要請を受けて行ったものとみなす。

（応援の実施）

第 3 条 応援を要請された協定市町は、誠意をもってこれを実施する。

（指揮）

第 4 条 応援の業務に従事する職員は、応援要請を行った被災市町の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第 5 条 応援に要した経費の負担については、双方で協議し決定するものとする。

（情報交換）

第 6 条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

（その他）

第 7 条 この協定の履行に関し必要な事項及び定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、各市町長署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年4月27日

三木市長

小山町長

条文 14 災害時相互応援に関する協定書（福井県三方上中郡若狭町）

三木市と若狭町（以下「協定市町」という。）は、相互扶助の精神に基づき、いずれかの市町の区域内において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合に、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）の要請により、応急対策及び復旧対策にかかる災害時の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第 1 条 応援の内容は、次のとおりとする。ただし、応援を行う市町の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (3) 救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援の要請）

第 2 条 被災市町が応援の要請をしようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、応援の要請を受ける協定市町に対して電話等により連絡するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号及び第 2 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格及び数量等
- (3) 前条第 3 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 応援を受ける場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第 3 条 応援を要請された協定市町は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 応援を要請された協定市町が応援を実施できない場合は、速やかにその旨を被災市町に連絡しなければならない。

3 被災市町において大規模な災害が発生したことが明らかで、通信途絶等の状況にある場合、協定市町は、自ら収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると判断した場合は、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援を要請されて行ったものとみなす。

（指揮）

第 4 条 応援を行う市町の職員が応援に従事するときは、被災市町の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第 5 条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として被災市町の負担とする。

2 被災市町が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援を行う市町が一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市町の間で協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 応援に派遣した職員が、負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行う市町が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、被災市町への往復の途中において生じたものについては応援を行う市町がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡窓口)

第7条 協定市町は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(資料の交換等)

第8条 協定市町は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他参考資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定2通を作成し、協定市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年5月31日

三木市長

若狭町長

条文 15 災害時相互応援に関する協定書（岐阜県不破郡垂井町）

三木市と垂井町（以下「協定市町」という。）は、いずれかの市町において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第 1 条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (2) 災害応急対策に必要な車両及び資機材の提供
- (3) 災害応急対策に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（要請の手続き）

第 2 条 被災した市町が応援の要請をしようとするときは、次に掲げる事項を協定市町に電話等により連絡するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の品名、数量等
- (3) 必要とする職員の職種、人員数
- (4) 応援を受ける場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第 3 条 応援の要請を受けた協定市町は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 応援を要請された協定市町が応援を実施できない場合は、速やかにその旨を被災市町に連絡しなければならない。

（緊急応援）

第 4 条 被災市町において大規模な災害が発生したことが明らかで、通信途絶等の状況にある場合、協定市町は、自ら収集した情報等から判断して、緊急的に応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、被災した市町から要請を受けて行ったものとみなす。

（指揮）

第 5 条 応援を行う市町の職員は、被災した市町の指揮に従い応援に従事するものとする。

（応援経費の負担）

第 6 条 応援に要する経費の負担は、原則として被災市町の負担とする。

2 被災した市町が負担すべき費用を支弁する暇がない場合は、応援を行う市町が一時繰替支弁するものとする。

3 前 2 項の規定により難しいときは、その都度協定市町の間で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第 7 条 応援に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がい有するに至った場合における本人又はその遺族に対する災害補償は、応援を行う市町が負うも

のとする。

2 応援に従事した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災した市町が、被災した市町への往復の途中において生じたものについては応援を行う市町がその賠償の責めを負うものとする。

(円滑な運用)

第 8 条 協定市町は、本協定が円滑に運用されるよう、双方の連絡先及び連絡責任者を定めるとともに、地域防災計画その他必要な情報の交換及び関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第 9 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定 2 通を作成し、協定市町長記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 28 年 10 月 24 日

三木市長

垂井町長

・ 条文 16 災害発生時における施設の利用に関する協定

兵庫県警察本部（以下「甲」という。）と三木市（以下「乙」という。）は、地震その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における警察活動に必要な施設の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時において、甲が乙に対して行う必要な施設利用の協力要請等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（施設利用の協力要請）

第2条 甲は、次のいずれかの場合において、施設を利用する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する施設の利用を要請することができる。

(1) 兵庫県内における災害時

(2) 兵庫県外の災害時において、警察庁又は他の都道府県警察から施設の利用を要請されたとき

（施設利用の範囲）

第3条 本協定により甲が乙に対し利用を要請する施設は、別表に掲げる施設又は要請を行う時点で乙が提供可能な施設とする。

2 前項の規定にかかわらず、乙の地域内に災害が発生し前項の施設が避難所等に使用される可能性がある場合は、甲は、三木市災害対策本部が応援部隊の活動拠点として指定する施設を利用するものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、施設利用要請書（別記様式）の書面により行うものとする。ただし、書面により要請するいとまがないときは、電話、ファクシミリ等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（施設提供の協力）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限りこれを優先し、施設の提供に努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が提供した施設の利用及び光熱水費等に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲及び乙が協議の上、速やかに決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 前条に規定する費用は、乙の請求によりその内容を確認し、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（情報交換）

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制、施設の利用等について情報交換を行い、災害に備えるものとし、その連絡窓口は、甲においては兵庫県警察本部総務部会計課、乙においては、三木市

危機管理課とする。

(適用)

第9条 本協定は、協定締結の日から適用するものとし、甲及び乙からの書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第10条 本協定に定めがない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月5日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部
本部長

乙 三木市上の丸町10番30号
三木市長

条文 17 兵庫県広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

(地区区分)

第2条 兵庫県下を次の地域に区分するものとする。

(1) 阪神地域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市及び猪名川町

(2) 神戸地域

神戸市

(3) 東播地域

明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市及び小野市

(4) 西播地域

姫路市、西はりま消防組合及び赤穂市

(5) 但馬地域

豊岡市、南但広域行政事務組合及び美方広域事務組合

(災害種別及び規模)

第3条 この協定において、大規模災害等とは次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

(1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模な自然災害

(3) 航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故

(4) 毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

(応援の種別)

第4条 応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

第2条に規定する地域内の市町等に対する応援

(2) 県内応援

前号に規定する地域以外の市町等に対する応援

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「被災地」という。）の消防長が行うものとする。ただし、災害の規模等により被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、被災地の消防長が、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、ファクシミリ又は兵庫県衛星通信ネットワークにより行うものとする。

3 応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資器材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

4 応援要請を行った市長等は、その旨を兵庫県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手續)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被災地の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)

第7条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等は、応援を受けた市町等（以下「受援市町等」という。）と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費その他経費

(2) 受援市町等において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 当該応援のために特別に必要な車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金、賞慰金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）

ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 本条において、受援市町等において負担する経費については、応援市町等は特段の事情がない限り、部隊の帰庁後3ヶ月以内に別記様式により請求するものとする。

(航空消防隊の要請)

第10条 航空消防隊の応援を要請する場合は、兵庫県が定める要綱によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ

決定するものとする。

(委任)

第 12 条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第 13 条 この協定は、平成 25 年 10 月 23 日から実施する。

附 則

1 兵庫県広域消防相互応援協定（平成 24 年 3 月 27 日締結）は、廃止する。

2 本協定の成立を証するため、協定書 28 通を作成し、市町等において記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 25 年 10 月 23 日

尼崎市長ほか関係市町長及び事務組合管理者

条文 18 兵庫県広域消防相互応援覚書

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 応援要請
- 第 3 章 応援消防本部の任務
- 第 4 章 指揮活動等
- 第 5 章 活動の終了
- 第 6 章 雑則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この覚書は、兵庫県広域消防相互応援協定（平成 25 年 10 月 23 日締結。以下「協定」という。）第 12 条の規定に基づき、消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この覚書における用語の定義は協定に定めがあるものを除き、次の各号のとおりとする。

(1) 県下広域応援

大規模災害等が発生した市町等の消防本部が行う消防活動を支援するために行う、協定第 4 条に定める応援活動をいう。

(2) 県下広域応援部隊

応援消防本部が県下広域応援のため、大規模災害等が発生した市町等へ派遣する部隊をいう。

(3) 代表消防本部

兵庫県下消防長会の会長消防本部をいう。

(4) 代表代行消防本部

代表消防本部に事故ある時に、その任務を代行する消防本部をいう。

(5) 地域別代表消防本部

協定第 2 条各号に定める地域を代表する消防本部をいう。

(6) 地域別代表代行消防本部

地域別代表消防本部に事故ある場合に、その任務を代行する消防本部をいう。

(代表消防本部等)

第 3 条 代表消防本部、代表代行消防本部、地域別代表消防本部及び地域別代表代行消防本部は、別表 1 に定めるとおりとする。

(平常時の任務)

第 4 条 平常時においては、代表消防本部は兵庫県消防主管課（以下「兵庫県」という。）及び地域別代表消防本部と、地域別代表消防本部は代表消防本部及び地域内消防本部と、それぞれ連絡、調整及び情報交換に努めるものとする。

(情報連絡先等の交換)

第 5 条 各消防本部は、大規模災害等の発生に関し、的確な県下広域応援を実施するため、あらかじめ別表 2 及び別表 3 に定める情報連絡先等を交換しておくものとする。なお、情報連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに地域別代表消防本部を通じて各消防本部に連絡するものとする。

第2章 応援要請

(県下広域応援の早期要請)

第6条 各消防本部は、災害が発生した時は、初動時における情報収集体制の強化に努め、被害の甚大性が見込まれる場合には、地域別代表消防本部又は代表消防本部と協議するとともに、早期に県下広域応援を要請すること。

(応援要請の通知)

第7条 協定第5条に定める応援要請の通知は、電話による口頭要請の後、ファクシミリ等により様式第1号(消防応援要請書)を送付するものとする。

2 「フェニックス防災情報システム」(兵庫県地域防災計画に定める防災情報システムをいう。)による応援要請があった場合は、前項の口頭要請があったものとみなす。

(応援要請の方法等)

第8条 応援要請の方法等については、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

被災地を管轄する消防本部(以下「被災地消防本部」という。)から自消防本部の所属する地域別代表消防本部を通じて他の地域内消防本部に対して行うものとし、要請を受けた地域別代表消防本部は、地域内の消防本部に対して応援要請を行うとともに、地域内応援要請があった旨を代表消防本部に連絡するものとする。

(2) 県内応援

被災地消防本部の属する地域別代表消防本部を通じて代表消防本部に対して行うものとし、代表消防本部は、他の地域別代表消防本部を通じて各消防本部に応援要請を行うとともに、兵庫県に対して連絡するものとする。

2 県下広域応援以前に隣接市町等との間における相互応援協定に基づき応援活動を行っていた場合又は、地域内応援により応援活動を行っていた後に県内応援が要請された場合は、それ以前の要請は切り替えられたものとみなす。

(派遣の決定)

第9条 応援要請を受けた消防本部は、特段の事情がない限り求めに応じなければならない。

2 県下広域応援部隊を派遣する消防本部は様式第2号(消防応援派遣決定通知書)により、地域内応援にあつては地域別代表消防本部へ、県内応援にあつては代表消防本部(地域別代表消防本部経由)を通じて受援側消防本部へ通知するものとする。

3 応援出動を行う各隊は、自己完結型の活動を心がけ、必要資機材及び物品を携行するものとする。

第3章 応援消防本部の任務

(受援側地域別代表消防本部の任務)

第10条 受援側地域別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

(1) 受援消防本部との応援要請の連絡、調整に関すること。

(2) 代表消防本部との連絡及び情報交換に関すること。

(3) 地域内応援時における県下広域応援部隊の活動管理及び受援消防本部の指揮支援に関すること。

(4) 県内応援時において、代表消防本部が行う受援消防本部の指揮支援の補佐に関すること。

(5) その他必要な事項

2 前項において、地域別代表消防本部が受援消防本部となり、受援側地域別代表消防本部としての

任務の遂行が困難な場合は、受援側地域別代表代行消防本部が前各号の任務を行うものとする。

(応援側地域別代表消防本部の任務)

第 11 条 応援側地域別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 受援側地域別代表消防本部との応援要請の連絡、調整に関する事。
- (2) 地域内消防本部との派遣部隊の調整に関する事。
- (3) 応援要請及び情報伝達の中継に関する事。
- (4) 地域内応援部隊の活動の管理に関する事。
- (5) その他必要な事項

(代表消防本部の任務)

第 12 条 代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 応援側地域別代表消防本部及び受援側地域別代表消防本部との派遣部隊の調整に関する事。
- (2) 応援要請及び情報伝達の中継に関する事。
- (3) 兵庫県及び総務省消防庁との連絡及び情報交換に関する事。
- (4) 県内応援時における応援部隊の活動の管理及び受援側地域別代表消防本部と連携しての受援消防本部の指揮支援に関する事。
- (5) その他必要な事項

2 前項において、代表消防本部が受援消防本部となり、代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、代表代行消防本部が前各号の任務を行うものとする。

第 4 章 指揮活動等

(応援隊調整本部の設置)

第 13 条 受援消防本部は、県下広域応援を要請した場合、県下広域応援が迅速かつ的確に活動できるよう、応援隊調整本部を設置するものとする。

2 応援隊調整本部の構成員は、原則として受援消防本部消防長の委任を受けた者、受援側地域別代表消防本部の派遣職員、代表消防本部の派遣職員、兵庫県派遣職員その他必要な者とし、受援消防本部消防長の委任を受けた者を本部長とする。この場合において、応援隊調整本部は、兵庫県、代表消防本部及び次条の後方支援本部等と連携し、次の事務をつかさどるものとする。

- (1) 県下広域応援部隊の部隊配備に関する事。
- (2) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (3) 各種情報の集約・整理に関する事。
- (4) 県下広域応援部隊の後方支援に関する事。
- (5) その他必要な事項

(後方支援本部の設置)

第 14 条 県下広域応援部隊を出動させた消防本部は、出動部隊の活動を支援するため、地域別代表消防本部に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部は、当該地域内又は県内各消防本部との連絡調整を行うとともに、出動部隊の活動支援を行うものとする。

(県下広域応援部隊の指揮)

第 15 条 県下広域応援部隊は、受援市町等の長又はその委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）

の指揮の下に活動するものとする。

- 2 地域内応援時においては、受援側地域別代表消防本部の指揮者は指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 県内応援時においては、代表消防本部の指揮者は指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。

この場合においては、受援側地域別代表消防本部の指揮者は、代表消防本部の指揮者を補佐することとする。

(部隊の単位)

第16条 部隊の単位は1隊を1小隊とし、2隊以上の場合は地域別ごと「(阪神・神戸・東播・西播・但馬)中隊」又は消火、救助、救急等の任務ごと「(消火・救助・救急等)部隊」に編成するものとし、それぞれに中隊長をおくものとする。また、単一の消防本部から2隊以上の部隊を派遣する場合は、消防本部指揮者を派遣するものとする。

- 2 中隊長は、地域別ごとに編成する場合は各地域別代表消防本部から、任務ごとに編成する場合は消火中隊長は明石市消防局、救助中隊長は西宮市消防局から、救急中隊長は姫路市消防局から、それぞれ指名をするものとする。

(通信連絡体制)

第17条 県下広域応援部隊に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

- (1) 応援隊調整本部と各中隊長相互間の通信は、デジタル260MHz「主運用波3」を使用する。
- (2) 同一消防本部間における小隊相互間の通信は、それぞれの活動波を使用する。

(部隊の交代)

第18条 派遣部隊の交代は、原則として、地域を単位として行うこととする。

(活動報告等)

第19条 各中隊長は、災害状況、活動状況及びその他必要な事項を、応援隊調整本部に適宜報告するものとする。

第5章 活動の終了

(現場引き揚げ)

第20条 県下広域応援部隊の現場引き揚げは、受援消防本部の消防長の指示によるものとする。

- 2 第15条第2項または第3項に定める県下広域応援部隊の指揮者は、受援消防本部の消防長に対して次の事項を報告した後、引き揚げるものとする。

- (1) 部隊の活動概要(場所、時間、隊数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(帰署(所)報告)

第21条 部隊が帰署(所)したとき、当該部隊の属する消防本部は、様式第3号(応援活動即時報告書)により、速やかに受援消防本部、代表消防本部及び兵庫県に連絡するものとする。

第6章 雑則

(協議)

第22条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成29年1月13日から施行する。
- 2 兵庫県広域消防相互応援覚書（平成25年10月13日）は廃止する。

この覚書の成立を証するため、本書28通を作成し、各消防本部において各1通を保有するものとする。

平成29年1月13日

尼崎市消防長ほか関係市町及び事務組合消防長

別表第1（第3条関係）

代表消防本部		代表代行消防本部
神戸市消防局		姫路市消防局
		明石市消防局
		西宮市消防局
地域	消防本部	地域別代表消防本部 地域別代表代行消防本部
阪神地域	尼崎市消防局	地域別代表消防本部 西宮市消防局
	西宮市消防局	
	芦屋市消防本部	
	伊丹市消防局	
	宝塚市消防本部	地域別代表代行消防本部 尼崎市消防局
	川西市消防本部	
	三田市消防本部	
	篠山市消防本部	
	丹波市消防本部	
	猪名川町消防本部	
神戸地域	神戸市消防局	
東播地域	明石市消防局	地域別代表消防本部 明石市消防局
	淡路広域消防事務組合消防本部	
	加古川市消防本部	
	北はりま消防本部	地域別代表代行消防本部 加古川市消防本部
	三木市消防本部	
	高砂市消防本部	
	小野市消防本部	
西播地域	姫路市消防局	地域別代表消防本部
	西はりま消防本部	姫路市消防局 地域別代表代行消防本部
	赤穂市消防本部	西はりま消防本部
但馬地域	豊岡市消防本部	地域別代表消防本部
	南但消防本部	豊岡市消防本部 地域別代表代行消防本部
	美方広域消防本部	南但消防本部

別表第2(第5条関係)

		連絡・要請窓口	NTT 電話番号	NTTFAX	衛星電話	衛星 FAX
兵庫県	昼	企画県民部災害対策局消防課	078-362-9831	078-362-9915	028-151-3431	028-151-6384
	夜	災害対策センター	078-362-9900	078-362-9911	028-151-5361	028-151-6380
総務省消防庁	昼	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033
	夜	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49013	048-500-90-49036

地域	消防本部		連絡・要請窓口	NTT 電話番号	NTTFAX	衛星電話	衛星 FAX
阪神地域	○尼崎市消防局	昼	消防防災課	06-6481-0119	06-6483-5023	028-753-43	028-753-62
		夜	情報指令課		06-6482-1995		
	◎西宮市消防局	昼	警防課	0798-26-0119	0798-36-2460	028-755-42	028-755-62
		夜	指令課				
	芦屋市消防本部	昼	警防課	0797-32-2345	0797-32-0119	028-206-43	028-206-62
		夜	通信指令室				
	伊丹市消防局	昼	警防課	072-783-0123	072-783-5578	028-757-42	028-757-62
		夜					
	宝塚市消防本部	昼	警防課	0797-73-1141	0797-73-0199	028-762-43	028-762-62
		夜					
	川西市消防本部	昼	消防課	072-759-0119	072-757-3379	028-765-44	028-765-62
		夜					
三田市消防本部	昼	通信指令室	079-564-0119	079-563-1230	028-767-43	028-767-62	
	夜						
篠山市消防本部	昼	警防課	079-594-1119	079-594-2070	028-871-43	028-871-62	
	夜	通信指令室					
丹波市消防本部	昼	消防課	0795-72-2255	0795-72-1155	028-911-42	028-911-62	
	夜						
猪名川町消防本部	昼	消防署	072-766-0119	072-766-1216	028-769-43	028-769-62	
	夜						
神戸地域	神戸市消防局	昼	警防課	078-322-5747	078-325-8597	028-100-42	028-100-62
		夜	司令課	078-333-0119	078-325-8529		
東播地域	◎明石市消防局	昼	情報指令課	078-921-0119	078-927-0119	028-754-42	028-754-62
		夜					
	淡路広域消防事務組合消防本部	昼	消防課	0799-24-0119	0799-24-4575	028-906-42	028-906-62
		夜					
	○加古川市消防本部	昼	指令課	079-451-9119	079-425-7587	028-210-44	028-210-62
		夜					
	北はりま消防本部	昼	警防課	0795-27-8119	0795-48-3149	028-342-43	028-342-61
夜		情報管理課	0795-48-0119				
三木市消防本部	昼	通信指令室	0794-82-0119	0794-82-9167	028-763-41	028-763-62	
	夜						
高砂市消防本部	昼	指令センター	079-448-0119	079-448-0124	028-764-41	028-764-62	
	夜						
小野市消防本部	昼	小野市消防署	0794-63-0119	0794-63-6699	028-218-42	028-218-62	
	夜						
西播地域	◎姫路市消防局	昼	情報指令課	079-223-0003	079-222-8222	028-201-42	028-201-62
		夜					
	西はりま消防本部	昼	警防課	0791-76-7121	0791-72-7119	028-859-42	028-859-62
		夜	情報指令室	0791-76-7300			
○赤穂市消防本部	昼	警防課	0791-43-6883	0791-45-0119	028-761-43	028-761-62	
	夜	通信指令室	0791-43-0119				
但馬地域	◎豊岡市消防本部	昼	指令センター	0796-24-1119	0796-24-4253	028-929-43	028-929-62
		夜					
	○南但消防本部	昼	消防課	079-672-0119	079-672-5046	028-914-44	028-914-62
		夜	通信指令室				
美方広域消防本部	昼	警防課	0796-92-0119	0796-92-0937	028-928-41	028-928-62	
	夜						

◎：地域別代表消防本部

○：地域別代表代行消防本部

別表第3（第5条関係）
無線基地局呼出名称一覧表

（平成29年1月13日）

地域	消防本部名称	無線基地局呼出名称
阪神 地域	尼崎市消防局	あましょうほんぶ
	西宮市消防局	にししょうほんぶ
	芦屋市消防本部	あししょうほんぶ
	伊丹市消防局	あましょうほんぶ
	宝塚市消防本部	ほうしょうほんぶ
	川西市消防本部	かわしょうほんぶ
	三田市消防本部	さんしょうほんぶ
	篠山市消防本部	ささしょうほんぶ
	丹波市消防本部	たんばしょうぼう
	猪名川町消防本部	いなしょうほんぶ
神戸	神戸市消防局	しんしょうほんぶ
東播 地域	明石市消防局	めいしょうほんぶ
	淡路広域消防事務組合消防本部	あわしょうほんぶ
	加古川市消防本部	かこしょうほんぶ
	北はりま消防本部	ほくしょうほんぶ
	三木市消防本部	みきしょうほんぶ
	高砂市消防本部	たかしょうほんぶ
	小野市消防本部	おのしょうほんぶ
西播 地域	姫路市消防局	ひめしょうほんぶ
	西はりま消防本部	にしはりまほんぶ
	赤穂市消防本部	あかしょうほんぶ
但馬 地域	豊岡市消防本部	とよおかしょうぼう
	南但消防本部	なんたんほんぶ
	美方広域消防本部	みかたしょうほんぶ

消防応援要請書

（兵庫県広域消防相互応援協定）

要請消防本部 又は地域別代表消防本部	TEL					
要請先消防本部						
要請日時	平成	年	月	日	時	分
災害発生日時	平成	年	月	日	時	分
災害発生場所						
災害の概要						
応援の種別	地域内応援			県内応援		
応援の車両	車種	台数	備考			
集結場所						
主な応援活動						
その他必要事項 〔無線波の指定 現地本部の呼出名称〕 現場指揮者名 その他						

担当者
職 氏名

TEL

消防応援派遣決定通知書

(兵庫県広域消防相互応援協定)

応援消防本部	TEL	
応援部隊	車種	
	指揮者名	
	人員	
	移動局無線呼出し名称	
	携帯局無線呼出し名称	
出発日時	平成 年 月 日 時 分	
その他 必要事項		

担当者
職 氏名
TEL

応援活動即時報告書

（兵庫県広域消防相互応援協定）

応援側消防本部	
災害名	
担当者（所属・職・氏名）	
連絡先電話番号	
報告日時	年 月 日 時 分

	第1小隊	第2小隊
車両呼称（*1）		
部隊（*2）		
車種（*3）		
指揮者名		
人員（*4）	名	名
出発（*5）	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
現場到着（*6）	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
現場引揚（*7）	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
帰庁（*8）	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
活動場所		
応援活動の概要		
使用資機材		
消費資機材		
隊員の負傷（*9）		
資機材の損傷（*10）		
その他の特記事項		

*1 各消防本部における無線名称を記載する。

*2 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に準じ、指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊の区分により記載する。

*3 指揮車、ポンプ車、水槽付きポンプ車、化学車、救助工作車、（Ⅱ型）、高規格救急車、支援車、毒劇物災害対応車、大型化学車、大型高所放水車等に区分して記載する。

*4 指揮者を含む総乗組人数を記載する

*5 原則として応援隊が常駐署所から出動した時刻とするが、消防本部内で集結後、移動を開始した場合は、移動を開始した時刻とする。

*6 活動を要請された場所又は現地対策本部等に到着した時刻を記載する。

*7 活動を要請された場所又は現地対策本部等を引揚げた時刻を記載する。

*8 常駐署所に帰庁した時刻を記載する。

*9、*10 事案があれば、詳細を別紙で作成する。

条文 19 山陽自動車道消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、山陽自動車道（以下、「山陽道」という。）のうち、神戸ジャンクションから備前インターチェンジまでの区間（三木ジャンクションから神戸西インターチェンジまでの区間及び播磨自動車道を含む。）（以下「協定区域」という。）における消防及び救急業務（以下「消防業務等」という。）の実施とその処理について、西宮市、三田市、神戸市、三木市、小野市、加古川市、姫路市、西はりま消防組合、赤穂市及び東備消防組合（以下「市等」という。）の相互間において、次のとおり消防相互応援協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、協定区域における消防業務等の円滑化を図るため、市等が相互に応援することを目的とする。

（応援の種別及び方法）

第 2 条 応援の種別及び方法は、次のとおりとする。

（1）通常応援

市等が、別表応援市等名の欄の区分に従い、同表応援区域の欄に掲げる区域内で発生した火災又は救急事故等（以下「災害」という。）を覚知した場合（当該災害発生地を管轄する市等からの応援要請があった場合を含む。）には、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を出動させる応援

（2）特別応援

市等が、山陽道（この協定に定める協定区域に限る。）において前号に規定する通常応援では対処することが出来ない災害が発生した場合には、当該災害発生地を管轄する消防長又は前号の規定により応援出動した市等の消防長の要請により消防隊等を出動させる応援

（応援の出動隊）

第 3 条 前条各号の規定により応援出動する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。

（特別応援の要請）

第 4 条 第 2 条第 2 号に規定する特別応援の要請は、市等の消防本部を通じて行うものとする。

（応援隊の指揮）

第 5 条 応援出動した消防隊等の指揮は、災害発生地を管轄する市等の長の委任を受けた消防長が当たるものとする。

（災害（救急事故を除く。）対応後の事務処理）

第 6 条 災害（救急事故を除く。）対応後の事務処理は、当該災害が発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

（救急事故の事務処理）

第 7 条 救急事故の事務処理は、原則として当該救急事故を取り扱った消防本部が行うものとする。

ただし、大規模な多重衝突事故、社会的に影響が大きな事故等については、当該救急事故の発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

（応援に要する経費の負担）

第 8 条 この協定に基づく応援経費の負担は、次の各号に掲げるところによる。

（1）消防職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定に基づき応援市等が負担する。

(2) 車両及び機械器具等の燃料費等

車両及び機械器具等の燃料費並びに現場活動中における故障又は小破損の修理費は、応援市等が負担する。

(3) 旅費及び出勤手当

消防職員の旅費及び出勤手当に要する費用は、応援市等が負担する。

(4) 化学消火薬剤費等

化学消火薬剤費等は受援市等が負担する。

(5) 現場活動中において第三者に与えた損失補償

現場において応援業務従事中に生じた第三者に対する損失の補償は、受援市等が負担する。

(6) 交通事故による損害補償等

受援市等への往復途上における交通事故により自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の賠償等については、応援市等が負担する。

2 前項に定めるもののほか、必要な経費の負担については、応援市等と受援市等が協議するものとする。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市等が協議のうえ定めるものとする。

(委任)

第 10 条 この協定の実施要領その他必要な事項については、市等の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

(実施期日)

1 この協定は、平成 30 年 3 月 28 日から実施する。

(旧協定の廃止)

2 山陽自動車道消防相互応援協定（平成 25 年 4 月 1 日締結）は廃止する。

(経費負担)

3 この協定の締結前に廃止前の山陽自動車道消防相互応援協定に基づいて行った応援の経費の負担については、旧協定の例による。

(保管)

4 本協定の成立を証するため、この協定書 10 通を作成し、市等において記名押印のうえ各 1 通を保管する。

平成 30 年 3 月 28 日

西宮市長ほか関係市長及び関係事務組合管理者

別表（第2条関係）

通常応援出動区分表

応援市等名	応援区域
西宮市	山陽道下り線のうち 神戸ジャンクションの中国自動車道下り線との分岐点から神戸北インターチェンジまでの区間
三田市	山陽道下り線のうち 新名神高速道路下り線との境界から神戸ジャンクションの山陽道下り線と合流するランプ出口との合流点までの区間
神戸市	山陽道下り線のうち 神戸市と三木市の境界から三木東インターチェンジまでの区間及び三木ジャンクションの分岐点から神戸西インターチェンジに通じる本線との合流点までの三木市に係る区間 山陽道上り線のうち 神戸西インターチェンジから三木ジャンクションまでの区間の三木市に係る区間（ランプ出口を含む。）
三木市	山陽道上り線のうち 三木小野インターチェンジから三木東インターチェンジまでの区間の小野市に係る区間 山陽道下り線のうち 三木ジャンクションから神戸西インターチェンジまでの区間の神戸市に係る区間（ランプ入り口を含む。）
小野市	山陽道下り線のうち 三木小野インターチェンジから加古川北インターチェンジまでの区間の三木市又は加古川市に係る区間
加古川市	山陽道上り線のうち 加古川北インターチェンジから三木小野インターチェンジまでの区間の三木市又は小野市に係る区間 山陽道下り線のうち 加古川市と姫路市の境界から山陽姫路東インターチェンジまでの区間
姫路市	山陽道上り線のうち 姫路市と加古川市の境界から加古川北インターチェンジまでの区間 山陽道下り線のうち 姫路市とたつの市の境界から龍野インターチェンジまでの区間
西はりま消防組合	山陽道上り線のうち たつの市と姫路市の境界から山陽姫路西インターチェンジまでの区間 山陽道下り線のうち 相生市と赤穂市の境界から赤穂インターチェンジまでの区間
赤穂市	山陽道上り線のうち 赤穂市と相生市の境界から龍野西インターチェンジまでの区間 山陽道下り線のうち 赤穂市と備前市の境界から備前インターチェンジまでの区間 播磨自動車道上り線のうち 播磨新宮インターチェンジから播磨ジャンクションまでの区間
東備消防組合	山陽道上り線のうち 備前市と赤穂市の境界から赤穂インターチェンジまでの区間

条文 20 中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、中国自動車道（以下、「中国道」という。）のうち、兵庫県の区域における消防及び救急業務（以下「消防業務等」という。）の実施とその処理について、川西市、伊丹市、宝塚市、西宮市、三田市、神戸市、三木市、北はりま消防組合、姫路市、西はりま消防組合（以下「市等」という。）の相互間において、次のとおり消防相互応援協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、中国道のうち兵庫県の区域における消防業務等の円滑化をはかるため、市等が相互に応援することを目的とする。

（応援の種別及び方法）

第 2 条 応援の種別及び方法は、次のとおりとする。

(1) 通常応援

市等が、別表応援市等名の欄の区分に従い、同表応援区域の欄に掲げる区域内で発生した火災又は救急事故等（以下「災害」という。）を覚知した場合（当該災害発生地を管轄する市等からの応援要請があった場合を含む。）に、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を出動させる応援

(2) 特別応援

市等が、中国道（この協定に定める応援区域に限る。）において前号に規定する通常応援では対処することが出来ない災害が発生した場合に、当該災害発生地を管轄する消防長又は前号の規定により応援出動した市等の消防長の要請により消防隊等を出動させる応援

（応援の出動隊）

第 3 条 前条各号の規定により応援出動する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。

（特別応援の要請）

第 4 条 第 2 条第 2 号に規定する特別応援の要請は、市等の消防本部を通じて行うものとする。

（応援隊の指揮）

第 5 条 応援出動した消防隊等の指揮は、災害発生地を管轄する市等の長の委任を受けた消防長が当たるものとする。

（災害（救急事故を除く。）の事務処理）

第 6 条 火災鎮火後の事務処理は、当該災害が発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

（救急事故の事務処理）

第 7 条 救急事故の事務処理は、原則として当該救急事故を取り扱った消防本部が行うものとする。

ただし、大規模な多重衝突事故、社会的に影響が大きな事故等については、当該救急事故の発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

（応援に要する経費の負担）

第 8 条 この協定に基づく応援経費の負担は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 消防職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定に基づき応援市等が負担する。

(2) 車両及び機械器具等の燃料費等

車両及び機械器具等の燃料費並びに現場活動中における故障又は小破損の修理費は、応援市等が負担する。

(3) 旅費及び出勤手当

消防職員の旅費及び出勤手当に要する費用は、応援市等が負担する。

(4) 化学消火薬剤費等

化学消火薬剤費等は受援市等が負担する。

(5) 現場活動中において第三者に与えた損失補償

現場において応援業務従事中に生じた第三者に対する損失の補償は、受援市等が負担する。

(6) 交通事故による損害補償等

受援市町への往復途上における交通事故により自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の賠償等については、応援市等が負担する。

2 前項に定めるもののほか、必要な経費の負担については、応援市等と受援市等が協議するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市等が協議のうえ定めるものとする。

(委任)

第10条 この協定の実施要領その他必要な事項については、市等の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

(実施期日)

1 この協定は、平成27年9月26日から実施する。

(旧協定の廃止)

2 中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援に関する協定(平成26年3月31日締結)は廃止する。

(経費負担)

3 この協定の締結前に廃止前の中国自動車道のうち兵庫県の区域における相互応援協定に基づいて行った応援の経費の負担については、旧協定の例による。

(保管)

4 本協定の成立を証するため、この協定書12通を作成し、市町において各10通を保有する。

平成27年9月26日

川西市長ほか関係市町長

別表（第2条関係）

通常応援出動区分表

応援市町等名	応援区域
宝塚市	下り線のうち宝塚市と西宮市の境界から西宮北インターチェンジまでの区間
西宮市	上り線のうち西宮市と宝塚市の境界から宝塚インターチェンジまでの区間及び下り線のうち西宮市と神戸市の境界から神戸三田インターチェンジまでの区間
三田市	上り線のうち神戸三田インターチェンジから西宮北インターチェンジまでの区間及び吉川ジャンクションの舞鶴若狭自動車道上り線から中国自動車道上下線に通じるランプ出口までの区間
神戸市	下り線のうち神戸市と三木市の境界から吉川インターチェンジまでの区間
三木市	上り線のうち三木市と神戸市の境界から神戸三田インターチェンジまでの区間及び下り線のうち三木市と加東市の境界からひょうご東条インターチェンジまでの区間
北はりま消防組合	上り線のうち加東市と三木市の境界から吉川インターチェンジまでの区間及び下り線のうち加西市と福崎町の境界から福崎インターチェンジまでの区間
姫路市	上り線のうち福崎町と加西市の境界から加西インターチェンジまでの区間及び下り線のうち姫路市と宍粟市の境界から山崎インターチェンジまでの区間
西はりま消防組合	上り線のうち姫路市と宍粟市の境界から夢前スマートインターチェンジ（※）までの区間

（※）夢前スマートインターチェンジについては、姫路市及び西はりま消防組合との協議により活用することとした。

条文 21 舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、舞鶴若狭自動車道（以下「舞鶴若狭道」という。）における消防及び救急業務（以下「消防業務等」という。）の実施とその処理について、敦賀美方消防組合、若狭消防組合、舞鶴市、綾部市、福知山市、丹波市、篠山市、三田市、三木市及び神戸市（以下「市等」という。）の相互間において、次のとおり消防相互応援協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、舞鶴若狭道における消防業務等の円滑化を図るため、市等が相互に応援することを目的とする。

（応援の種別及び方法）

第 2 条 応援の種別及び方法は、次のとおりとする。

(1) 通常応援

市等が、別表応援市等名の欄の区分に従い、同表応援区域の欄に掲げる区域内で発生した火災又は救急事故等（以下「災害」という。）を覚知した場合（当該災害発生地を管轄する市等からの応援要請があった場合を含む。）に、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を出動させる応援

(2) 特別応援

市等が、舞鶴若狭道（この協定に定める応援区域に限る。）において前号に規定する通常応援では対処することが出来ない災害が発生した場合に、当該災害発生地を管轄する消防長又は前号の規定により応援出動した市等の消防長の要請により消防隊等を出動させる応援

（応援の出動隊）

第 3 条 前条各号の規定により応援出動する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。

（特別応援の要請）

第 4 条 第 2 条第 2 号に規定する特別応援の要請は、市町等の消防本部を通じて行うものとする。

（応援隊の指揮）

第 5 条 応援出動した消防隊等の指揮は、災害発生地を管轄する市等の長の委任を受けた消防長が当たるものとする。

（災害（救急事故を除く。）対応後の事務処理）

第 6 条 災害（救急事故を除く。）の事務処理は、当該災害が発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

（救急事故の事務処理）

第 7 条 救急事故の事務処理は、原則として当該救急事故を取り扱った消防本部が行うものとする。

ただし、大規模な多重衝突事故、社会的に影響が大きな事故等については、当該救急事故の発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

（応援に要する経費の負担）

第 8 条 この協定に基づく応援経費の負担は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 消防職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定に基づき応援市等が負担する。

(2) 車両及び機械器具等の燃料費等

車両及び機械器具等の燃料費並びに現場活動中における故障又は小破損の修理費は、応援市等が

負担する。

(3) 旅費及び出勤手当

消防職員の旅費及び出勤手当に要する費用は、応援市等が負担する。

(4) 化学消火薬剤費等

化学消火薬剤費等は受援市等が負担する。

(5) 現場活動中において第三者に与えた損失補償

現場において応援業務従事中に生じた第三者に対する損失の補償は、受援市等が負担する。

(6) 交通事故による損害賠償等

受援市等への往復途上における交通事故により自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の賠償等については、応援市等が負担する。

2 前項に定めるもののほか、必要な経費の負担については、応援市等と受援市等が協議するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市等が協議のうえ定めるものとする。

(委任)

第10条 この協定の実施要領その他必要な事項については、市等の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

(実施期日)

1 この協定は、平成30年4月5日から実施する。

(旧協定の廃止)

2 舞鶴自動車道における消防相互応援協定(平成27年2月18日締結)は廃止する。

(経費負担)

3 この協定の締結前に廃止前の舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定に基づいて行った応援の経費の負担については、旧協定の例による。

(保管)

4 本協定の成立を証するため、この協定書10通を作成し、市等において各1通を保管する。

平成30年4月5日

敦賀美方消防組合管理者ほか関係市長

別表（第2条関係）

通常応援出動区分表

応援市町等名	応援区域
敦賀美方消防組合	舞鶴若狭道上り線のうち、若狭町の三方地域と上中地域の境界から若狭上中インターチェンジまでの区間
若狭消防組合	舞鶴若狭道上り線のうち高浜町と舞鶴市の境界から舞鶴東インターチェンジまでの区間及び舞鶴若狭道下り線のうち、若狭町の上中地域と三方地域の境界から若狭三方インターチェンジまでの区間
舞鶴市	舞鶴若狭道上り線のうち舞鶴市と綾部市の境界から綾部ジャンクションの京都縦貫道から舞鶴若狭道上り線に通じるランプ出口合流点までの区間及び綾部ジャンクションの京都縦貫道下り線から舞鶴若狭道に通じるランプのうち京都縦貫道上り線から舞鶴若狭道に通じるランプ合流点までの区間、並びに舞鶴若狭道下り線のうち舞鶴市と高浜町の境界から大飯高浜インターチェンジまでの区間
綾部市	舞鶴若狭道上り線のうち綾部市と福知山市の境界から福知山インターチェンジまでの区間及び舞鶴若狭道下り線のうち綾部市と舞鶴市の境界から舞鶴西インターチェンジまでの区間
福知山市	舞鶴若狭道上り線のうち福知山市と丹波市の境界から春日インターチェンジまでの区間及び舞鶴若狭道下り線のうち福知山市と綾部市の境界から綾部インターチェンジまでの区間
丹波市	舞鶴若狭道上り線のうち丹波市と篠山市の境界から丹南篠山口インターチェンジまでの区間及び舞鶴若狭道下り線のうち丹波市と福知山市の境界から福知山インターチェンジまでの区間
篠山市	舞鶴若狭道上り線のうち篠山市と三田市の境界から三田西インターチェンジまでの区間及び舞鶴若狭道下り線のうち篠山市と丹波市の境界から春日インターチェンジまでの区間
三田市	舞鶴若狭道上り線のうち三田市と三木市の境界から吉川ジャンクションまでの区間及び舞鶴若狭道下り線のうち三田市と篠山市の境界から丹南篠山口インターチェンジまでの区間
三木市	舞鶴若狭道下り線のうち三木市と三田市の境界から三田西インターチェンジまでの区間及び吉川ジャンクションの中国道上り線から舞鶴若狭道下り線に通じるランプ出口までの区間
神戸市	吉川ジャンクションの中国道下り線から舞鶴若狭道下り線に通じるランプ出口までの区間

条文 22 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、兵庫県航空機使用管理要綱(以下「要綱」という。)第10条第4項の規定に基づき、消防防災ヘリコプターの緊急運航(以下「緊急運航」という。)に関して必要な事項を定める。

(緊急運航の要件)

第2 緊急運航は、原則として、要綱第9条第1項第1号から6号までに掲げる活動で、次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

(1) 公共性 災害等から県民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。

(2) 緊急性 差し迫った必要性があること。

(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)

(3) 有効性 消防防災ヘリコプターによる活動が災害を防御するうえで、最も有効な手段であること。

(緊急運航の要請基準)

第3 緊急運航は、第2の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(1) 救急活動

ア 救急現場から三次救急医療機関又は災害拠点病院への緊急搬送

救急現場から傷病者を緊急に三次救急医療機関(三次小児救急病院を含む。)又は災害拠点病院へ搬送する必要がある場合で、消防防災ヘリコプターによる搬送が救急自動車又は船舶による搬送より時間が短縮できる場合

イ 救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送

救急現場において緊急医療を行うため、医師及び医療資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 傷病者の緊急転送

傷病者の応急処置等のために一時的に収容された医療機関から、高次医療機関又は当該傷病者に必要な処置が可能な医療機関に緊急に搬送する場合で、医師が搭乗できる場合

エ 県内の三次医療機関への傷病者の転院搬送

県内の三次救急医療機関(三次小児救急病院を含む。)へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

オ 遠隔地の高次医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高次医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

カ 高速道路上での事故

高速自動車国道及び自動車専用道路上での事故で、救急車での収容、搬送が困難と認められる場合

キ 臓器の緊急搬送

(社) 日本臓器移植ネットワークの要請を受け、臓器の移植に関する法律の規定に基づき摘出された臓器を緊急に搬送する必要がある場合で、かつ、医師が塔乗できる場合
ク その他救急活動上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

- ア 水難事故、山岳遭難事故等における搜索又は救助
水難事故（水面からの救助に限る。）、山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応が困難と認められる場合
- イ 高層建築物火災における救助
高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合
- ウ 山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救出
山崩れ、洪水、河川の増水、高潮等により、陸上からの救出が困難で、空中からの要救助者の救出が必要と認められる場合
- エ その他救助活動上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(3) 火災防御活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
- イ 消防隊員、消防資機材等の搬送
大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他火災防御活動上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 情報収集活動

- ア 救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集
上記(1)から(3)の救急活動、救助活動、火災防御活動のうち、別表第1の出動区分が第1出動に区分される事案で、消防防災ヘリコプターによる活動が予測される災害において、早期に災害状況を把握する必要があると認められる場合
- イ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）
消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」に規定する即報基準のうち、火災等即報、救急・救助事故即報に定める災害に該当若しくは該当する可能性がある事案（以下「火災・災害等即報該当事案」という。）が運航時間内に発生若しくは発生中で、早期に情報収集活動が必要と認める場合
- ウ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）
火災・災害等即報該当事案で、運航時間外に発生し、かつ、終息した事案で情報収集が必要な場合
- エ 「火災・災害等即報該当事案」に該当しない事案
上記ア、イ、ウの他、地上のみでは情報収集が困難であり、消防防災ヘリコプターによる情報収集活動の必要があると認められる場合
- オ その他広範囲な被害状況調査等を行う必要がある場合

(5) 災害応急対策活動

ア 被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、津波等の自然災害が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料、その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の情報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

エ その他災害応急対策上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(通常時における緊急運航)

第4 通常時における緊急運航の要請は、市町若しくは消防事務組合の長、消防長又はそれらの者から委任された者(以下、「要請者」という。)が、防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書(様式第1号)をファクシミリ等により提出するものとする。

2 前項の要請は、消防防災航空隊において受理するものとする。

3 消防防災航空隊の隊長(以下、「隊長」という。)は、第1項に規定する要請の区分に応じ、次のとおり対応するものとする。

(1) 別表第1の出動区分で「第1出動」に該当する要請の場合は、直ちに出動の可否を決定し、要請者に回答する。

(2) 別表第1の出動区分で「第2出動」に該当する要請の場合は、消防課を経由して防災監に出動の可否の判断を仰ぎ、防災監の決定内容に基づき要請者に回答する。

(災害対策本部等設置時における緊急運航)

第5 災害対策本部又は災害警戒本部設置時における緊急運航の要請は、市町若しくは消防事務組合の長又は消防長等(以下、「災害時要請者」という。)が、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書(様式第1号)により、ファクシミリ等で防災監に要請するものとする。

2 前項の要請は、兵庫県災害対策本部事務局において受理するものとする。

3 防災監は、第1項に規定する要請があった場合には、災害の状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、災害時要請者に回答するものとする。

(受入れ態勢)

第6 要請者は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ態勢を整えるものとする。

(1) 離着陸場所の確保及び安全対策

(2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

(3) 空中消火基地の確保

(4) その他必要な事項

(報告)

第7 業務指揮者は、緊急運航を終了した場合には、隊長に対して、緊急運航活動報告書（様式第2号）により活動の概要等を報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

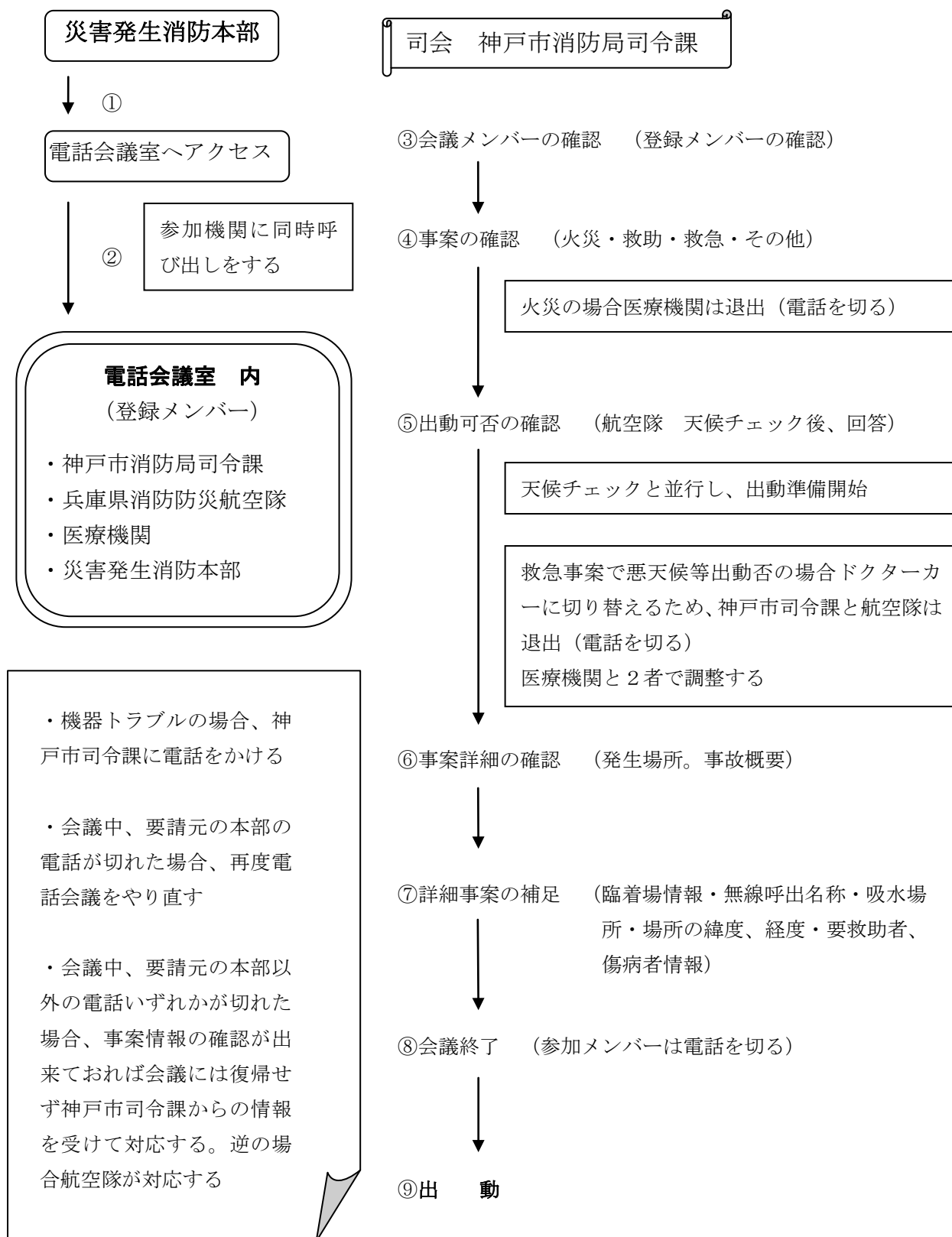
この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請実務フロー

- ・ 電話会議によりヘリコプターの要請を行う
- ・ 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により、ファックスを送信する。



(様式第1号)

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

平成 年 月 日

兵庫県防災監 様

申 請 者 (要請機関の長)

要請機関名			担当者名			電話番号		
事案発生日時	月 日 時 分頃	事案覚知時刻	時 分	要 請 時 刻	時 分			
災 害 種 別	1 救急	2 救助	3 火災防御	4 情報収集	5 災害応急 ^{※1}	6 その他		
発 生 場 所	市・町		番地					
臨 時 着 陸 場	市・町 名称		(臨時着陸場番号) ^{※2} :					
気 象 条 件	天候:		視程 ^{※3} :					
無 線 呼 出 名 称	臨時着陸場		活動隊		現地指揮本部			
災 害 概 要								

傷 病 者	氏名		年齢	歳	性別	男・女
症 状						
同 乗 者	医師・看護師・関係者	関係者続柄		搬送元病院		
搬 送 先 病 院			搬 送 先 臨 時 着 陸 場			
搬 送 先 無 線 呼 出 名 称			電 源 の 要 否			

送 付 先 神戸市消防局警防部司令課 TEL : (078)331-0986
FAX : (078)331-0987

※1 災害応急とは、災害時の状況把握、緊急物資・医薬品等の輸送及び対策要員・医師等の搬送並びに住民への避難誘導・警報の伝達です。

※2 臨時着陸場番号とは、「ヘリコプター臨時着陸場適地一覧」に記載されている番号です。

※3 視程とは、何km先の目標物まで判別できるかという値です。

条文 23 兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県下の市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、兵庫県が保有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関して、必要な事項を定めるものとする。

(災害の範囲)

第2条 この要綱において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第3条 この要綱に基づく応援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断した場合に、知事に対して行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては対応が困難な場合
- (2) 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (3) その他救急・救助活動等において、航空機による活動が最も有効と考えられる場合

(応援要請の方法)

第4条 前条の応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離発着場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、第3条の規定により、応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態等を確認の上、兵庫県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、前項に規定する派遣ができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(現場指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における航空隊に対する指揮は、発災市町等の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している業務指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨を災害現場の最高指揮者に通告するものとする。

(経費負担)

第7条 この要綱に基づく応援に要する運航経費は、県が負担するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

条文 24 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

災害発生初動時における医療の果たす役割の重要性に鑑み、兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院（以下「会員病院」という。）は、災害が発生した直後に、被災した会員病院独自では十分な医療活動ができない場合、その他の会員病院が、相互扶助精神に基づき、速やかに応援協力することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援の範囲）

第1条 この協定は、災害が発生した際の「初動時」における会員病院の基本的な相互応援協力体制について定めることとする。

（情報集約）

第2条 被災地に隣接した会員病院を「情報集約担当病院」とする。

2 情報集約担当病院は、被災した会員病院及び被災地の被災状況について、情報収集・集約に努めるとともに、総合調整担当病院に速やかに状況を報告するものとする。

（総合調整）

第3条 会長が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。なお、その病院が被災した場合は副会長が開設する病院を、さらにその病院が被災した場合はその他の理事が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。

2 総合調整担当病院は、会員病院へ必要な情報を提供するものとする。また、被災した会員病院から応援要請があった場合、あるいは情報集約担当病院からの情報により、応援が必要であると判断される場合、総合調整担当病院は、情報集約担当病院と協議のうえ、会員病院に対し、速やかに被災した会員病院又は被災地への応援を要請するものとする。

（応援内容）

第4条 応援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災地への医療救護チームの派遣
- (2) 被災した会員病院又は被災地からの患者の受入れ
- (3) 被災した会員病院への医師、看護婦等医療技術職員、事務職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供
- (4) その他災害初動時医療に関する必要な措置

2 前項1につき、医療救護チームは、医薬品、食料品及び宿泊等の準備をし、自己完結型の応援体制に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、別途協議するものとする。

（広域応援体制）

第6条 災害が広域にわたる場合の応援体制については、兵庫県と別途調整するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、別途協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書を25通作成し、各開設者は記名押印のうえ、各1通を保管する。

付 則

- 1 被災会員病院から、長期にわたる応援要請が生じた場合は、本協定の趣旨及び内容を尊重のうえ、応援協力するものとする。
- 2 この協定は平成8年1月17日から適用する。

平成8年1月16日

兵庫県知事ほか関係各市町長及び関係組合管理者

条文 25 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(情報集約担当病院)

第2条 会員病院ごとに第1次情報集約担当病院及び第2次情報集約担当病院を定める。

2 災害が発生した場合、第1次情報集約担当病院が情報収集・集約の役割を担うものとするが、第1次情報集約担当病院が被災した場合は、第2次情報集約担当病院がその役割を担うものとする。

(総合調整担当病院)

第3条 総合調整担当病院は以下のとおりとする。

- (1) 第1次総合調整担当病院 会長が開設する会員病院
- (2) 第2次総合調整担当病院 第1次総合調整担当病院が被災した場合、副会長が開設する会員病院
- (3) 第3次総合調整担当病院 第1次及び第2次総合調整担当病院が被災した場合、東播磨ブロックの理事の会員病院
- (4) 第4次総合調整担当病院 第1次、第2次及び第3次総合調整担当病院が被災した場合、但馬ブロックの理事の会員病院

2 情報集約担当病院は、上記第1次から第4次の順で、いずれかの総合調整担当病院に被災状況を連絡するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請する会員病院は、口頭、電話又は電信等により、下記の条項のうち、把握できるものについて明らかにし、情報集約担当病院あるいは総合調整担当病院へ応援要請するものとする。

災害による通信手段等の遮断により、被災した会員病院からの応援要請がなくても、応援が必要と判断される場合、情報集約担当病院は上記と同様の手段により、総合調整担当病院へ応援要請できるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要な人員、医薬品等の数量及び内容
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(会員病院への応援要請)

第5条 総合調整担当病院は、災害の状況に応じて、各ブロックの理事又は監事の開設する会員病院に応援要請し、要請を受けた会員病院は、ブロック内の会員病院へ応援要請を行うものとする。

(応援の終了)

第6条 本協定は災害初動時について定めているが、本協定による応援の終了は、総合調整担当病院が、他の理事の会員病院と協議の上決することとし、その内容は速やかに会員病院に連絡するものとする。

条文 26 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。

3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。

3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が招集する。

4 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

(水道災害対策本部)

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。

3 被災した市町又は水道事業者（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び連絡調整
- (2) 応急給水作業
- (3) 応急復旧工事
- (4) 前各号に必要な資機材、車両等の拠出
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる事項は兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調整業務を行うものとする。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。

2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロックの代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。

3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。

4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。

5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請の手続)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(資料の交換)

第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) 応援体制
- (3) 応急備蓄資材保有状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料

2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。

(訓練)

第10条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第11条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として応援要請をした団体が負担する。
- (2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。
- (3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体の負担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難しいときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成10年3月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名押印の上、兵庫県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成10年3月16日

兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長

条文 27 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）、各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあつせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破碎等の中間処理の実施及び処理業者のあつせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(相互応援体制)

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

(応援要請)

第4条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等へ応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県に応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書（様式第1号）により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況
- (3) 応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所

及び応援予定期日)

- (4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。

3 他府県からの応援要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、応援に協力するものとする。

(応援実施内容の報告)

第7条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を(様式第2号)により県に報告するものとする。

(災害廃棄物処理対策連絡会議)

第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。

3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課(以下「環境整備課」という。)に置く。

(関連情報の整備)

第9条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を(様式第3号)により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに再提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) ごみの仮置場の確保状況
- (3) 応急備蓄資材等の保有状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料

2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

(経費負担)

第10条 第2条第3項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書 3 通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市長及び兵庫県町村会会長町長が各 1 通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成 17 年 9 月 1 日

兵庫県知事ほか各市町長及び関係一部事務組合管理者

条文 28 災害時等における相互協力に関する協定（NEXCO西日本）

兵庫県三木市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社神戸管理事務所（以下「乙」という。）、西日本高速道路株式会社関西支社福崎高速道路事務所（以下「丙」という。）及び西日本高速道路株式会社関西支社姫路高速道路事務所（以下「丁」という。）とは、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、災害時等の応急対策及び復旧業務に関し相互協力に必要な事項を定め、これらの業務の適切かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第 2 条 甲、乙、丙及び丁は次の各号に掲げる事項について、自ら行う業務に支障のない範囲において相互協力を努めるものとする。

- (1) 災害時緊急開口部を活用した車両の運行
- (2) 情報等の相互提供
- (3) 応急対策及び復旧業務の実施に必要となる資機材の提供
- (4) 休憩施設を緊急車両等の中継基地として提供
- (5) 高速道路通行止め区間を活用した緊急車両の通行等
- (6) 救急搬送場所の提供
- (7) その他措置の実施に必要と認められる事項

（協力の要請）

第 3 条 要請は、協力要請書（別記様式第 1 号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 災害等が広範囲に及ぶ場合の西日本高速道路株式会社の代表連絡先は乙とし、乙は、状況に応じて丙及び丁と連絡調整するものとする。

（要請に基づく措置）

第 4 条 甲、乙、丙及び丁は、要請を受けた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書（別記様式第 2 号）により相手方に提出するものとする。

（費用の負担）

第 5 条 要請を受けた措置の実施に要する費用は、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として要請者が負担するものとする。

（連絡責任者の報告）

第 6 条 甲、乙、丙及び丁は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届（別記様式第 3 号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第 7 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間が満了する日の 1 ヶ月前までに甲、乙、丙及び丁のいずれかから文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から 1 年間有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

(協議)

第 8 条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲、乙、丙及び丁で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 4 通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 25 年 3 月 7 日

甲 兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号
三木市長

乙 兵庫県西宮市山口町下山口 145
西日本高速道路株式会社 関西支社
神戸管理事務所長

丙 兵庫県神崎郡福崎町西田原 2023
西日本高速道路株式会社 関西支社
福崎高速道路事務所長

丁 兵庫県姫路市相野 941-103
西日本高速道路株式会社 関西支社
姫路高速道路事務所長

協力要請書

平成 年 月 日

被要請者

様

要請者

災害時等における協力要請について

「災害時等における相互協力に関する協定」第3条に基づき、下記のとおり要請
します。

記

1 災害等及び協力要請を必要とする状況

2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

問合せ先		
電話	—	—
FAX	—	—
担当		

報 告 書

平成 年 月 日

要請者

様

被要請者

「災害時等における相互協力に関する協定」第4条に基づき、履行した措置の内容を下記のとおり報告します。

記

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

問合せ先

電話 — —

FAX — —

担当

連絡責任者届

【三木市】

1 連絡責任者

役職 氏名	
TEL	
携帯 TEL	
FAX	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職 氏名		
TEL		
携帯 TEL		
FAX		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

【西日本高速道路株式会社】

1 連絡責任者

事務所名	福崎高速道路事務所 中国道吉川以西（吉川含む）	神戸管理事務所 中国道吉川以东（吉川含ま ず） 山陽道 三木小野以东（三 木小野含む）	姫路高速道路事務所 山陽道 三木小野以西 （三木小野含まず）
役職 氏名			
TEL			
携帯 TEL			
FAX			

2 時間外及び休日の場合の連絡先

事務所名	福崎高速道路事務所		神戸管理事務所		姫路高速道路事務所	
	第1連絡先	第2連絡先	第1連絡先	第2連絡先	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏 名						
TEL						
携帯 TEL						
FAX						

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

条文 29 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書 その1

(その1: 共通)

緊急時における生活物資確保 (※2 応急資機材の調達) に関する協定

三木市 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、緊急時における生活物資確保 (※2 応急資機材の調達) に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、緊急時に際し、生活物資の確保及び安定供給を行うことにより物価の高騰及びパニックの防止を図り、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(有効期間)

第2条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲と乙のいずれからも何らかの申し出がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとし、以後この例による。

(緊急時の認定)

第3条 緊急時の認定は、甲乙協議のうえ、甲が行う。

(情報交換)

第4条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向、三木市内の各店舗の状況その他必要な事項について調査研究及び情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得たときは、直ちに通報しあうものとする。

(生活物資の確保)

第5条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について応援を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合には、直ちに必要な措置を行うものとする。

3 緊急時における応援の実施に関しての必要な手続きについては、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(情報提供)

第6条 甲及び乙は、緊急時に際し、協力して迅速かつ的確な物価、商品等の情報を市民、報道機関等に提供するものとする。

(支援体制の整備)

第7条 乙は、緊急時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

平成 年 月 日

甲 三木市上の丸町 10 番 30 号
三 木 市
代表者 三木市長

- 乙
- ・イオンリテール(株)イオン三木店
(H18. 9. 29 協定締結)
 - ・イオンリテール(株)三木青山店
(H18. 9. 29 協定締結)
 - ・(株)グルメデリカ関西工場
(H18. 9. 29 協定締結)
 - ・(株)トーホー志染駅前店 (※1)
(H18. 9. 29 協定締結)
 - ・(株)ウエルシア (※1)
(H18. 9. 29 協定締結)
 - ・兵庫みらい農業協同組合
(H18. 9. 29 協定締結)
 - ・みのり農業協同組合
(H18. 9. 29 協定締結)
 - ・(株)ナンバ三木店 (※2)
(H18. 9. 29 協定締結)
 - ・(株)ダイキ三木青山店 (※2)
(H18. 9. 29 協定締結)
 - ・(株)ヤクルト本社兵庫三木工場
(H24. 12. 12 協定締結)

※1 (株)トーホー志染駅前店と(株)ウエルシアの 2 社については、
第 7 条の支援体制整備について、地域割りの規定あり。

※2 (株)ナンバ三木店と(株)ダイキ三木青山店の 2 社については、
応急資機材の調達に関する協定。その他については、生活物資
確保に関する協定。

緊急時における生活物資確保に関する覚書

三木市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関する覚書を次のとおり締結する。

（趣 旨）

第 1 条 この覚書は、緊急時における生活物資確保に関する協定（平成 年 月 日締結。以下「協定」という。）第 5 条第 3 項の規定に基づき、乙の甲に対する緊急時における応援の実施に関して必要な手続き等を定めるものとする。

（応援要請の方法）

第 2 条 協定第 5 条第 1 項に規定する応援の要請は、甲が乙に対し供給要請書（様式第 1 号）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で応援を要請し、事後において供給要請書を提出することができるものとする。

（生活物資の取引）

第 3 条 生活物資の取引場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は当該場所において受領書（様式第 2 号）により確認のうえ、乙から生活物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に対し生活物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第 4 条 乙が、甲に供給した生活物資の代金については、甲が負担するものとする。

（経費の請求及び支払）

第 5 条 生活物資の代金等の請求及び支払は、遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（改正又は廃止）

第 6 条 甲又は乙がこの覚書を改正し、又は廃止しようとするときは、その 3 か月前までに相手方に通告しなければならない。

（協 議）

第 7 条 この覚書の実施に関して必要な事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

この覚書は、締結の日から効力を生ずる。

この覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

平成 年 月 日

甲 三木市上の丸町 10 番 30 号
三 木 市
代表者 三木市長

乙 イオンリテール(株)イオン三木店
(H18. 9. 29 協定締結)
その他、協定と同様

受 領 書

平成 年 月 日付三危第 号により供給要請をした次の生活物資を受領しました。

品 目	数 量	備 考

平成 年 月 日

三 木 市

印

印

条文 30 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書 その2

(その2：生活物資の指定、その他個別記載あり)

緊急時における生活物資確保に関する協定

三木市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資確保に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、緊急時に際し、生活物資の確保及び安定供給を行うことにより物価の高騰及びパニックの防止を図り、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(法令の遵守)

第2条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法第200号）その他法令を遵守しなければならない。

(緊急時の認定)

第3条 緊急時の認定は、甲乙協議のうえ、甲が行う。

(生活物資の指定)

第4条 生活物資は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議のうえ指定できるものとする。

(情報交換)

第5条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向、市内の各店舗の状況その他必要な事項について調査研究及び情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得たときは、直ちに通報しあうものとする。

(緊急時体制)

第6条 緊急時に際し、乙は甲の指示により、三木市域を地域割りし、それぞれの地域にある乙の各店舗に主として当該地域を管轄させる。

2 乙の店舗のうち、別表第2に掲げる店舗を重点店舗に指定し、乙は特別監視体制をとるものとする。

(生活物資の確保)

第7条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、直ちに必要な措置を行うものとする。

3 緊急時における物資調達等の伝達経路は、別表第3のとおりとする。

4 緊急時における応援の実施に関しての必要な手続き等については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(情報提供)

第8条 甲及び乙は、緊急時に際し、協力して迅速かつ的確な物価、商品等の情報を市民、報道機関等に提供するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、日本生活協同組合連合会関西地方連絡事務局等との連携を強化し、緊急時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成18年 9月29日

甲 三木市上の丸町10番30号
三 木 市
代表者 三木市長

乙 神戸市灘区住吉東町2丁目3番28号
生活協同組合コープこうべ
代表者 組合長理事

別表第1（第4条関係）

生活物資

小麦粉、しょうゆ、上白糖、食用油、育児用粉ミルク、ちり紙及びトイレットペーパー、ノートブック、パン、ハム、インスタント麺、魚肉缶詰、容器入飲料水、洗剤及び石鹼、ポリバケツ、飲料用ポリタンク、乾電池、懐中電灯、カセットガスボンベ及びカセット式ガスコンロ、ゴミ袋、ラップ、ローソク、軍手、運動靴、タオル、紙おむつ、紙コップ及び紙皿、生理用品、毛布、肌着

以上 29 品目

別表第2（第6条関係）

重点店舗

コープ三木緑が丘

コープ志染

共同購入センター三木

※覚書省略（「**条文 28 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書 その1**」参照）

条文 31 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書 その3

(その3：生活物資の指定、その他個別記載あり)

緊急時における生活物資確保に関する協定

三木市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資確保に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、緊急時に際し、生活物資の確保及び安定供給を行うことにより物価の高騰及びパニックの防止を図り、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(有効期間)

第2条 この協定の有効期間は、この協定の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲と乙のいずれからも何らかの申し出がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとし、以後この例による。

(緊急時の認定)

第3条 緊急時の認定は、甲乙協議のうえ、甲が行う。

(情報交換)

第4条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向、市内の各店舗の状況その他必要な事項について調査研究及び情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得たときは、直ちに通報しあうものとする。

(生活物資の確保)

第5条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、直ちに必要な措置を行うものとする。

3 緊急時における応援の実施に関しての必要な手続きについては、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

第6条 生活物資は、主に別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議のうえ指定できるものとする。

(情報提供)

第7条 甲及び乙は、緊急時に際し、協力して迅速かつ的確な物価、商品等の情報を市民、報道機関等に提供するものとする。

(支援体制の整備)

第8条 緊急時に際し、乙は甲の指示により、三木市域を地域割りし、別表2に掲げる店舗をそれぞれの地域に主として支援体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成18年 9月 29日

甲 三木市上の丸町10番30号

三 木 市

代表者 三木市長

乙 姫路市北条口4丁目4番地

マックスバリュ西日本株式会社

別表第1（第6条関係）

生活物資

小麦粉、しょうゆ、上白糖、食用油、ちり紙及びトイレットペーパー、ノートブック、パン、ハム、インスタント麺、魚肉缶詰、容器入飲料水、洗剤及び石鹼、乾電池、懐中電灯、ゴミ袋、ラップ、ローソク、紙おむつ、紙コップ及び紙皿、生理用品

以上 23 品目

別表2（第8条関係）

重点店舗

マックスバリュ恵比須店

マックスバリュ三木北店

マックスバリュ別所店

※覚書省略（「**条文 28 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書 その1**」参照）

条文 32 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書 その4

(その4：生活物資の供給、個別協定：コストコ物流センター)
緊急時における生活物資の確保に関する協定

三木市（以下「甲」という。）とコストコホールセールジャパン株式会社コストコ三木物流センター（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資確保に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、緊急時に際し、生活物資の確保及び安定供給を行うことにより、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(緊急時の認定)

第2条 緊急時の認定は、甲、乙協議の上、甲が行う。

(供給の要請)

第3条 甲は、緊急時に際し、供給要請書（様式第1号）をもって乙に生活物資の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、直ちに必要な措置を行うものとする。

(生活物資の受渡し)

第4条 生活物資の受渡し場所は、甲、乙協議の上、定めるものとし、当該場所において甲及び乙が物資を確認後、甲が乙に受領書（様式第2号）を交付し、物資を受け取るものとする。

2 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づき乙が甲に供給した生活物資の費用及びその他必要経費については、甲が負担するものとする。

2 費用の価格は、緊急時の直近の価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

(経費の請求及び支払)

第6条 生活物資の費用の請求及び支払は、遅延なく行うものとし、その時期及び方法は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとし、以後同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成 26 年 3 月 10 日

(甲) 三木市上の丸町 1 0 番 3 0 号

三木市

三木市長

(乙) 川崎市川崎区池上新町 3-1-4

コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役

条文 33 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書 その5

(その5：生活物資の指定、個別協定：(株)コメリ)

災害時における物資供給に関する協定

三木市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条第1項の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 3月30日

甲 兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市
三木市長

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

条文 34 災害時における飲料の提供協力に関する協定（自動販売機）

三木市（以下「甲」という。）とコカ・コーラウエスト株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料の提供協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における飲料水の確保及び供給を行うことにより、市民生活の安定に寄与することを目的として、災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型、バッテリー搭載型及びフリーベント対応型のものをいう。以下「第 3 条、第 5 条において同じ。」）による飲料の提供について必要な事項を定める。

（災害時の認定）

第 2 条 災害時とは、市内に震度 5 弱以上の地震、又は同等以上の災害の発生若しくは発生のおそれがある場合、或いは風水害等自然災害及び大規模災害などにより、甲の災害対策本部が設置された場合とする。

2 前項に規定する場合のほか、必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、乙が前条の規定による飲料の提供を行うものとする。

（協力の内容）

第 3 条 乙は、前条の規定に基づき災害対策本部から要請があった時は、災害対応型自動販売機内の飲料を無償で提供するものとする。

（応援要請の方法）

第 4 条 この協定による要請は、甲が乙に対し救援飲料提供要請書（様式第 1 号）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により要請し、事後に救援飲料提供要請書を提出するものとする。

（無償提供の設定）

第 5 条 甲は、第 2 条に規定する災害時となったときは、災害対応型自動販売機内の飲料を無償で提供できる状態に設定するものとする。

（メッセージボードの操作）

第 6 条 災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型）のメッセージボードの活用については、甲が必要に応じて操作し、災害情報等を表示させるものとする。

2 平常時は、乙において時事ニュース等を表示するものとし、甲は必要に応じて、行政情報等の提供に活用するものとする。

（協力体制の整備）

第 7 条 乙は、災害時における災害対応型自動販売機の設置などについて、広域的な協力体制の整備に努めるものとする。

（担当部署）

第 8 条 災害時の連絡を円滑に行うため、甲及び乙は、平素から連絡担当部署（別表組織表）を明確化し、必要な事項について情報交換を行うなど備えるものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、この協定締結日から 5 年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲と乙のいずれからも申し出がないときは、この協定は、継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、1ヶ月前までに相手方に申出るものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 甲及び乙は、本協定等の履行に関して知り得た個人情報を、他人に知らせ、又は本協定等の履行以外の目的に使用してはならない。本協定が終了した後も、また同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成20年5月1日

甲 三木市上の丸町10番30号
三木市
三木市長

乙 福岡県福岡市東区箱崎7丁目9番66号
コカ・コーラウエスト株式会社
代表取締役社長

※平成21年4月1日、会社名等を近畿コカ・コーラボトリング(株)から変更

三 危 第 号
平成 年 月 日

コカ・コーラウエスト株式会社 様

三木市長

供 給 要 請 書

災害時における飲料の提供協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

要 請 す る 理 由	
災 害 対 策 本 部 設 置 日 時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分 設置
要 請 日 時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分
要 請 の 方 法	<input type="checkbox"/> 文書による要請 <input type="checkbox"/> 電話による要請 <input type="checkbox"/> FAXによる要請 <input type="checkbox"/> 口頭による要請
要 請 者 氏 名	所 属 部 課 職 名 氏 名
応 答 者 氏 名	所 属 職 名 氏 名
そ の 他	

条文 35 災害時における物資調達に関する応援協定（段ボールベッド等）

三木市（以下「甲」という。）と セツカートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に、必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した文書により、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の種類）

第 3 条 前条の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、速やかに乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他乙の取扱商品

（物資の引渡し）

第 4 条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。

（費用の負担）

第 5 条 乙が甲の要請により供給した物資の費用及び運搬に要する費用（以下「費用」という。）は、甲の負担とする。

2 費用の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議し定めるものとする。

（費用の支払）

第 6 条 費用は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30 日以内にこれを支払うものとする。

（有効期間）

第 7 条 この協定書の有効期限は、協定締結の日より 1 年間とする。ただし、期間満了の日までに、甲及び乙のいずれからも解除等の申出がないときは、この協定は、更に 1 年間延長されたものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年3月9日

甲 三木市上の丸町10番30号
三木市長

乙 大阪市西淀川区御幣島2丁目15番28号
みてじまグリーンビル5F
セツカートン株式会社
代表取締役

条文 36 災害時におけるユニット住宅の設置に関する協定

三木市（以下「甲」という。）と株式会社 兵庫中部運輸（以下「乙」という。）は、災害時におけるユニット住宅の設置に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に、臨時の避難施設又は災害対策の拠点として利用するためのユニット住宅の設置に関し、必要な事項を定める。

（設置の要請）

第2条 甲は、災害時において、ユニット住宅の設置を必要とする場合は、乙に要請し、乙は特別な理由がない限り速やかに甲の指定する型式及び基数のユニット住宅を甲の指定する場所に設置するものとする。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（備品等の配備）

第3条 乙は、甲の要請によりユニット住宅の設置と同時に当該ユニット住宅内で使用する備品等を備え付けるものとする。

（設置期間）

第4条 ユニット住宅及び前条の備品等（以下「ユニット住宅等」という。）の設置期間は、甲の指定する期間とする。

（ユニット住宅等の仕様）

第5条 甲が乙に要請するユニット住宅等の仕様は、別表のとおりとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請で設置したユニット住宅等の使用料（以下「使用料」という。）は、甲の負担とする。

2 使用料は、災害時の直近の価格を基準とし、設置する型式、基数及び設置期間により、甲乙協議し定めるものとする。

（破損等による弁償）

第7条 甲が乙のユニット住宅等を使用し、これを破損したときは、その修復に係る費用を乙に弁償するものとする。

（費用の支払）

第8条 使用料は、ユニット住宅等の設置期間が満了した時点において、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。

2 前項の規定に関わらず、ユニット住宅等の設置期間が長期にわたる場合は、甲乙協議し、適当な期間を定めて、概算払ができるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日までに、甲及び乙のいずれからも解除等の申出がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成24年3月8日

甲 三木市上の丸町10番30号
三木市長

乙 三木市別所町小林486番地の1
株式会社 兵庫中部運輸
代表取締役

別表（第5条関係）

ユニット住宅の仕様（単体タイプ）

スーパーハウス

型式	SH-H3	SH-H4	SH-H6
外寸 (mm)	4,550×2,300×2,603	5,450×2,300×2,603	7,250×2,300×2,603
面積	10.47 m ² (3.2 坪)	12.54 m ² (3.8 坪)	16.68 m ² (5.1 坪)
外装	ドア1 窓2面2	ドア1 窓2面2	ドア2 窓2面4

ユニット住宅の仕様（連棟タイプ）

スーパーハウス

型式	SH-H56		
連棟	2連棟	3連棟	4連棟
外寸 (mm)	4,660×5,600×2,697	6,990×5,600×2,697	9,320×5,600×2,603
面積	26.10 m ² (8.6 坪)	39.15 m ² (11.8 坪)	52.20 m ² (15.8 坪)
外装	ドア1 窓4面5	ドア1 窓4面7	ドア1 窓4面9

※必要に応じて、連棟数、外装は変更できるものとする。

備品等

項目	仕様	備考
椅子	折りたたみ式	
テーブル	450 mm巾	
窓用エアコン	SH-H3～SH-H6対応	約6畳～8畳用

※上記の他、乙の取扱商品とする。

条文 37 緊急時における災害応急対策業務に関する協定（三木建設業協会）

三木市（以下「甲」という。）と三木建設業協会（以下「乙」という。）は、風水害、地震、その他の災害が発生した場合、緊急時における災害応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時に際し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）を行うことにより、市民の不安の解消を図り、また被害の拡大や2次災害を防止し、もって安全で安心の市民生活に寄与することを目的とする。

（有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、この協定の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲と乙のいずれからも何らかの申し出がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとし、以後この例による。

（要請）

第3条 甲は、業務のため、乙が所有する建設資機材及び労力（以下「資機材等」という。）を必要とするときは、乙に対して要請書（様式第1号）により次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じて要請できるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- 一 災害の状況及び業務内容
- 二 業務を必要とする場所及び期間等
- 三 その他必要な事項

（業務の内容）

第4条 甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- 一 河川、砂防等における埋塞土砂の撤去、流木・ゴミ等障害物の除去、築堤、土嚢積・矢板による仮締切り、仮決壊防止等
- 二 道路交通確保のための埋塞土砂・倒木の除去、山留め防護柵、土嚢積、仮ガードレール設置等
- 三 下水道施設に係る応急復旧工事等
- 四 その他、甲が必要と認める作業

（乙の責任）

第5条 乙は、甲から業務の要請を受けた場合、特別の理由がない限り資機材等を提供するものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条の規定により業務を行った場合、報告書（様式第2号）により次に掲げる事項を記載し、速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- 一 業務に従事した資機材等の種類、数量、人員数
- 二 業務内容及び場所
- 三 業務に従事した期間
- 四 その他、必要な事項

(費用の負担)

第7条 乙が業務に要する費用等は、甲の負担とする。ただし、費用等の負担額については、甲の積算基準、又は乙の見積りにより甲が算出し、随意契約書を締結し、支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 業務により生じた損害の負担は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡担当者)

第10条 この協定に関し、甲及び乙はあらかじめ相互の連絡担当者を定め、災害が発生した際には、速やかに連絡をとるものとする。

(情報の交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、次の事項について相互に情報交換を行うものとする。

- 一 甲が提供する情報は、あらかじめ取り決めた地域に係る業務区域等とする。
- 二 乙は、諸活動中に覚知した災害等被災情報を積極的に甲に提供するものとする。

(自主事業)

第12条 乙は、甲の要請に備えて災害防止協力本部を設置し、情報連絡網の構築や資機材等の保有情報等を共有する。

2 乙は、自主事業として、災害時に被災状況を早期に確認するためのパトロールの実施や危険箇所発見時の簡易バリケード設置等は無償で行うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成18年9月29日

甲 三木市上の丸町10番30号
三木市
三木市長
乙 三木市宿原908番地の1
三木建設業協会

災害応急対策業務要請書

1. 災害状況及び業務内容

1) 災害の状況

2) 業務の内容

2. 業務を必要とする場所及び期間等

1) 場所

三木市

町

地先

2) 期間

平成 年 月 日 () から

平成 年 月 日 () まで

日間

3. その他、必要な事項

平成 年 月 日

様

三木市長

連絡責任者

部

課

課長

災害応急対策業務報告書

1. 業務に従事した資機材等の種類、数量、人員数

1) 資機材等の種類、数量

2) 従事した人員数

2. 業務内容及び場所

1) 業務の内容

2) 場 所

三木市

町

地先

3. 業務に従事した期間

平成 年 月 日 () から

平成 年 月 日 () まで

日間

4. その他、必要な事項

平成 年 月 日

三木市長様

会社名

代表者

条文 38 災害時における電気設備等の復旧に関する協定

三木市（以下「甲」という。）と、兵庫県電気工事工業組合加古川支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙が甲に対して行う電気設備等の復旧に関する応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、三木市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続を定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施することを目的とする。

（支援内容）

第 2 条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について支援協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 三木市内における電気に係る事故防止措置等に関すること。
- (3) 復旧活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定による通報をした場合は、当該関係機関からの指示に従うこと。
- (5) その他災害発生時における復旧に関すること。

（要請の方法）

第 3 条 甲は、乙に対し、前条の規定による支援協力を受けようとする場合には、支援要請書（様式第 1 号。以下「要請書」という。）により次に掲げる事項を明らかにして、要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- (3) 支援協力を希望する期間
- (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第 4 条 前条の規定により、甲から支援協力の要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（報告）

第 5 条 乙は、甲が支援協力を要請した電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に災害復旧業務完了報告書（様式第 2 号。以下「報告書」という。）により報告するとともに、相互に作業内容を確認した上で、甲に当該電気設備等を引き渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第 6 条 乙は、甲の支援協力の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（経費の負担）

第 7 条 乙が甲の支援協力の要請により当該支援協力の業務のために支出した費用については、災害発生時直前における通常の実費用を基準として、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（損害補償）

第 8 条 この協定に基づいて支援協力の業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、法令等に定める要件に該当するときには、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用がある場合を除き、甲、乙協議のうえ、甲は当該法令等に定める損害補償を行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第 9 条 乙は、支援協力の業務中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第 10 条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めた上で、連絡責任者報告書(様式第 3 号)により相手方に報告するものとし、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者に変更があった場合は、連絡責任者報告書により、速やかに相手方に報告するものとする。

(自発的活動)

第 11 条 この協定は、災害時において乙が自発的に実施する社会貢献活動に制限を加えるものではない。

(情報の交換)

第 12 条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、この協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

附 則

緊急時における災害応急対策業務に関する協定(平成 18 年 9 月 29 日締結)は、この協定の締結をもって、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 26 年 4 月 22 日

甲 三木市上の丸町 1 0 番 3 0 号
三木市
三木市長

乙 加古川市加古川町北在家 2 6 3 7 番地
兵庫県電気工事工業組合 加古川支部
支部長

年 月 日

兵庫県電気工事工業組合
加古川支部長 様

三木市長

支 援 要 請 書

年 月 日付けで締結した「災害時における電気設備等の復旧に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1. 支援協力の種類

- 電気設備等の復旧
- 市内における電気に係る事故防止措置等に関する事
- 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報し、その指示に従うこと

2. 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等

- 避難場所の電気設備等の被害復旧
- 市庁舎等の電気設備等の被害復旧
- その他の施設の電気設備等の被害復旧

- ・ 施設名 : _____
- ・ 場所（住所） : _____
- ・ 責任者名 : 職名 _____ 氏名 _____
- ・ 電話番号 _____ F A X _____
- ・ 携帯番号 _____

3. 支援協力を希望する期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

年 月 日

三木市長 様

兵庫県電気工事工業組合
加古川支部長

災害復旧業務完了報告書

「災害時における電気設備等の復旧に関する協定」第5条の規定により、災害復旧業務が完了いたしましたので、報告いたします。

記

要請年月日		
復旧施設名		
場所（住所）		
業務完了年月日		
施設担当者責任者名		
作業内容		
作業実施業者名	会社名	
	担当者名	
	電話番号	

連絡責任者報告書

甲の第1連絡責任者 (三木市)			
氏名		電話(直通)	
所属		電話(携帯)	
職名		F A X	
携帯メール			

甲の第2連絡責任者 (三木市)			
氏名		電話(直通)	
所属		電話(携帯)	
職名		F A X	
携帯メール			

乙の第1連絡責任者 (兵庫県電気工事工業組合)			
氏名		電話(直通)	
所属支部名		電話(携帯)	
乙での役職		F A X	
自己の職場名		職場での役職	
携帯メール			

乙の第2連絡責任者 (兵庫県電気工事工業組合)			
氏名		電話(直通)	
所属支部名		電話(携帯)	
乙での役職		F A X	
自己の職場名		職場での役職	
携帯メール			

条文 39 水道緊急時における災害等応急対策業務に関する協定

三木市（以下「甲」という。）と三木市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震等の災害、水道大規模災害が発生した場合、緊急時における災害等応急対策業務に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時に際し、災害等応急対策業務（以下「業務」という。）を行うことにより、市民の不安の解消を図り、また被害の拡大や2次災害を防止、並びに応急給水活動等を支援し、もって安全で安心の市民生活に寄与することを目的とする。

（有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、この協定の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲と乙のいずれからも何らかの申し出がないときは、この協定は、さらに1年間延長されたものとし、以後この例による。

（要請）

第3条 甲は、業務のため、乙が所有する労力及び建設資機材（以下「労力等」という。）を必要とするときには、乙に対して要請書（様式第1号）により次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じて要請できるものとする。ただし、文書を持って要請するいとまがないときには、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- 一 災害の状況及び業務内容
- 二 業務を必要とする場所及び期間等
- 三 その他必要な事項

（業務の内容）

第4条 甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- 一 応急給水活動の支援、支援・受援活動時の応援等
- 二 水道施設に係る応急復旧工事等
- 三 その他必要な事項

（乙の責任）

第5条 乙は、甲から業務の要請を受けた場合、特別の理由がない限り労力等を提供するものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条の規定により業務を行った場合、報告書（様式第2号）により次に掲げる事項を記載し、速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書を持って報告するいとまがないときには、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 一 業務に従事した資機材等の種類、数量、人員数
- 二 業務内容及び場所
- 三 応急復旧詳細図
- 四 業務に従事した期間
- 五 その他、必要な事項

（費用と負担）

第7条 乙が業務に要する費用等は、甲の負担とする。ただし、費用等の負担額については、甲の積

算基準、または乙の見積もりにより算出し、支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 業務により生じた損害の負担は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(保障)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡担当者)

第10条 この協定に関し、甲及び乙はあらかじめ相互の連絡担当者を定め、災害が発生した際には、速やかに連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、次の事項について相互に情報交換を行うものとする。

- 一 乙は業務の開始、終了時には甲に報告する。
- 二 乙が業務により知り得た情報は甲に報告する。
- 三 その他、必要な事項

(自主事業)

第12条 乙は、甲から要請を受けた場合、速やかに組合員に要請し業務準備に係るものとする。

2 乙は、自主事業として、被害状況を確認するための調査や安全対策等必要に応じて無償にて実施するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成26年4月1日

甲 三木市水道事業管理者
三木市長

乙 三木市管工事業協同組合
代表理事

災害等応急対策業務要請書

1. 災害状況及び業務内容

1) 災害状況

2) 業務の内容

2. 業務を必要とする場所及び期間等

1) 場所

三木市

町

地先

2) 期間

平成 年 月 日 () から

平成 年 月 日 () まで

日間

3. その他、必要な事項

三木市管工事業協同組合

代表理事

様

平成 年 月 日

三木市水道事業管理者

三木市長

連絡責任者

災害等応急対策業務報告書

1. 業務に従事した資機材等の種類、数量、人員数

1) 業務に従事した資機材等の種類、数量

2) 従事した人員数

2. 業務内容及び場所

1) 業務内容

2) 場 所

三木市

町

地先

3. 応急復旧詳細 別紙

4. 業務に従事した期間

平成 年 月 日 () から

平成 年 月 日 () まで

日間

5. その他、必要な事項

三木市管工事業協同組合

代表理事

様

平成 年 月 日

三木市水道事業管理者

三木市長

連絡責任者

・条文 40 災害時における応急対策機械の供給等に関する協定書

三木市（以下「甲」という。）と株式会社大阪レンタル（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害時の救助に必要な、機械器具及び車両等（以下「機器等」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、三木市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、機器等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する機器等の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出する。

（協力）

第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な限り協力する。

（供給機器等の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する機器等の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が供給可能な機器等とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、機器等の供給ができないことがある場合、乙にて機器等の調達の可否・日時・供給数を決定することを甲は了承する。

(1) 機器等

(2) その他甲が要請し、乙の調達可能な物資

2 本協定の目的を達成するため、乙はその在庫品目、数量等について、甲の求めに応じて報告する。

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙が手配して当該運搬を行うものとする。

ただし、乙が手配できない場合は、甲の手配により当該運搬を行う。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が機器等を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（物資の代金等）

第6条 甲は、機器等の供給を受けた後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 代金は、災害発生時の直前における乙の通常の供給価格を基準として、甲と乙が協議して決定する。

3 第4条の物資の引渡について、当該引渡場所までの運搬に係る経費について乙の通常の供給価格を基準として、甲に請求できる。

4 この協定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、甲は大阪市防災・減災条例（平成26年大阪市条例第139号）に定めるところによる。

（損害の負担）

第7条 本協定による業務により、第三者に生じた損害の負担は、甲へ機器等を引き渡している期間における損害は、乙の「レンタル保険制度」（以下「保険制度」という）の適用範囲内であれば乙の保険制度の支払限度額内にて賠償するものとする。引渡前及び引取後は乙の負担を基本とする。ただし、これによりがたい場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理課長とし、乙においては株式会社東海大阪レンタル阪神営業所所長とする。

(協議)

第9条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙のいずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第11条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するために、この協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年 2 月27日

甲 兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市長

乙 大阪府茨木市目垣2丁目34番21号
株式会社東海大阪レンタル
取締役執行役員社長

・条文41 災害時における軽トラックの貸与に関する協定書

三木市（以下「甲」という。）と JUSSETZ マーケティング株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害時に、乙の商品であるキャンピングシェル（商品名：トラベルハウス）を搭載した乙所有の軽トラック（以下「本件トラック」という。）の貸与について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、三木市域内において災害が発生又は発生するおそれがあり、避難所を設置する場合及び三木市域外において災害が発生し、甲が被災した市町村に応援に行く場合において、乙に本件トラックの貸与を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書により行い引渡希望日・必要台数・避難所の設置場所を記載するものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話若しくは電話その他の方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出する。

（貸与の範囲）

第1条 乙は、甲の前条第1項の規定による要請を受け貸与できる本件トラックは、避難所1か所当たり1台、合計10台を上限とし、市町村に応援に行く場合は、2台を上限とする。

2 乙は、甲から前条第1項の要請があったときは、当該要請に対し可能な限り協力するものとする。ただし、乙において、引渡希望日において必要台数の貸与が困難な事由のあるときは、甲乙間で別途協議する。

（引渡し）

第3条 本件トラックの引渡場所は、乙の所有する兵庫県三田市下内神620-1の三田工場敷地内とする。

（使用場所）

第4条 本件トラックの使用場所は、甲の設置した避難場所及び甲の市域内とし、これ以外の場所で使用する場合は事前に乙の許可を得るものとする。

（使用報告）

第5条 乙は、甲に対し、本件トラックの使用状況について何時でも報告を求めることができ、甲は、乙の求めに応じて速やかに報告するものとする。

（貸与可能期間）

第6条 本件トラックの貸与が可能な期間は、甲による避難所の設置開始から設置解除までの期間とする。ただし、当該機関が6か月を超える場合は甲乙の協議により定めるものとする。

2 甲が、他市町村へ災害応援に行く場合において本件トラックの貸与を受けるときは、その貸与可能期間は甲乙の協議により定めるものとする。

（使用料及び負担金等）

第7条 本件トラックの使用料は、1台につき1日当たり金7,000円（消費税別）とする。

2 本件トラックに付保する乙の保険につき、甲は、1台につき1日当たり金1,000円（消費税別）の保険料負担金を支払うものとする。

3 甲は乙に対し、貸与期間終了後、乙の請求に基づき速やかに第1項及び第2項の使用料及び負担金を支払うものとする。

4 本件トラックの使用にかかる実費は、甲の負担とする。

5 貸与期間中に発生した故障等にかかる修理費用は、乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲の負担とする。

(禁止行為)

第 8 条 甲は、甲の職員以外の者に本件トラックを運転させてはならない。また、走行中の本件トラックのキャンピングシェル部分に人を乗車させてはならないものとする。

(脱着作業)

第 9 条 甲は、本件トラックの貸与時に乙によるキャンピングシェルの脱着作業の研修を職員に受講させ、貸与期間中のキャンピングシェル脱着作業は、甲の責任において行うものとする。

(損害の負担)

第 10 条 この協定による貸与期間中に、本件トラックの使用により甲又は第三者に損害が発生した場合は、乙の責めに帰すべき事由による場合及び乙の保険制度の適用範囲内であれば、保険制度の支払限度額内にて賠償するものとし、支払限度額を超える金額については、甲の責任と負担により解決するものとする。

(返却)

第 11 条 甲は、第 6 条に定める貸与期間が終了したときは、本件トラックを第 3 条に定める引渡場所において乙に返却する。

2 甲は、本件トラックを原状回復のうえ返却するものとし、経年劣化による汚損を除き、原状回復費用は甲の負担とする。

(効力)

第 12 条 本協定の有効期間は、本協定の締結から起算して 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲乙のいずれからも意思表示がない場合は、同条件にて更新されたものとし、以後も同様とする。

(暴力団等の排除)

第 13 条 甲は、乙の代表者、役員または実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）及び、反社会的勢力と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当すると判明した場合、催告することなく、本協定を解除することができる。この場合には、甲は、解除により乙に生じた損害を賠償する責を負わない。

(その他の事項)

第 14 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、両者記名捺印の上各自 1 通を保管する。

令和元年 5 月 28 日

甲：兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市

三木市長

乙：神戸市灘区篠原南町5-3-24
JUSTZマーケティング株式会社

代表取締役

・条文 42 災害時における飲料水の提供に関する協定書

三木市（以下「甲」という。）と株式会社ジャパンビバレッジホールディングス（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料水の提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の市区域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙に対して飲料水の確保及び供給等、被災者の応急救助に係る協力を要請する際の必要事項について定めることを目的とする。

（災害定義）

第2条 本協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第1章第2条第1項に規定する災害をいう。

（要請）

第3条 甲は、乙に協力要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。

2 前項ただし書の場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出する。

（提供内容）

第4条 乙は、第2条に定める災害の場合、甲の要請を受け甲の管理する施設に設置した災害対応型自動販売機（以下「自販機」という。）の機内在庫飲料水を甲に無償で提供する。ただし、乙において直接提供することが困難な場合は、甲は、乙から借り受けた以下の鍵を利用し、自ら自販機の機内在庫飲料水を搬出することができるものとする。

	設置施設名	機種	台数	鍵番号	鍵本数
1	自由が丘公民館	BD1930SRWB	1台	なし	1本
2	ハートフルプラザみき	BD1930SRWB	1台	なし	1本

（鍵管理）

第5条 甲は、乙から借り受けた自販機の鍵を善良な管理者の注意義務をもって保管するものとし、万一紛失又は盗難にあった場合は、直ちに乙に連絡するものとする。

2 甲は、本協定に定める以外の目的で自販機の鍵を利用してはならない。

（契約範囲）

第6条 甲は、災害時における飲料提供であることを鑑み、乙が不可抗力等により本協定を履行できない場合であっても、乙に対し責任を問わないものとする。

（期間）

第7条 本協定の有効期間は、甲の許可する行政財産使用許可書に準ずるものとし、行政財産使用許可書の使用期間満了日より失効するものとする。

（協定解除）

第8条 甲乙は、自らが暴力団等反社会的勢力でないことを表明保証する。又、本協定期間中、甲乙の何れかが暴力団を始めとする反社会的勢力とのかかわりを有することが判明した場合、勧告を要することなく、本協定を解除することができるものとする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項、又は本協定の条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上これを定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上各自1通を保有する。

令和元年7月24日

甲：兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市

三木市長

乙：大阪府大阪市淀川区宮原四丁目3番39号
株式会社ジャパンビバレッジホールディングス

西日本支社 支社長

・ 条文 43 災害時における飲料水の提供に関する協定書

三木市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料水の提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の市区域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙に対して飲料水の確保及び供給等、被災者の応急救助に係る協力を要請する際の必要事項について定めることを目的とする。

（災害定義）

第2条 本協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第1章第2条第1項に規定する災害をいう。

（要請）

第3条 甲は、乙に協力要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。

2 前項ただし書の場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出する。

（提供内容）

第4条 乙は、第2条に定める災害の場合、甲の要請を受け甲の管理する施設に設置した災害対応型自動販売機（以下「自販機」という。）の機内在庫飲料水を甲に無償で提供する。ただし、乙において直接提供することが困難な場合は、甲は、乙から借り受けた以下の鍵を利用し、自ら自販機の機内在庫飲料水を搬出することができるものとする。

	設置施設名	機種	台数	鍵番号	鍵本数
1	三木市文化会館	P-RK25-HPAPER	1台	ZE0384	1本
2	吉川総合公園 テニスコート管理棟	P-NK36-LHPAPER	1台	ZE0145	1本
3	吉川総合公園多目的広場	P-SK25-HPAPER	1台	ZE0750	1本
4	吉川総合公園体育館	P-NK36-LHPAPER	1台	ZE0138	1本
5	三木市立吉川図書館	P-RK25-HPAPER	1台	ZE1003	1本
6	三木勤労者体育センター	S-M25-LHPAPER	1台	なし	なし

（鍵管理）

第5条 甲は、乙から借り受けた自販機の鍵を善良な管理者の注意義務をもって保管するものとし、万一紛失又は盗難にあった場合は、直ちに乙に連絡するものとする。

2 甲は、本協定に定める以外の目的で自販機の鍵を利用してはならない。

（契約範囲）

第6条 甲は、災害時における飲料提供であることを鑑み、乙が不可抗力等により本協定を履行できない場合であっても、乙に対し責任を問わないものとする。

（期間）

第7条 本協定の有効期間は、甲の許可する行政財産使用許可書に準ずるものとし、行政財産使用許可書の使用期間満了日より失効するものとする。

（協定解除）

第8条 甲乙は、自らが暴力団等反社会的勢力でないことを表明保証する。又、本協定期間中、甲乙の何れかが暴力団を始めとする反社会的勢力とのかかわりを有することが判明した場合、勧告を要することなく、本協定を解除することができるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、又は本協定の条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上これを定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上各自1通を保有する。

令和元年8月22日

甲：兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市
三木市長

乙：東京都渋谷区本町3丁目47番10号
株式会社伊藤園
代表取締役社長

・ 条文 44 災害時における飲料水の提供に関する協定書

三木市（以下「甲」という。）と関西キリンビバレッジサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料水の提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の市区域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙に対して飲料水の確保及び供給等、被災者の応急救助に係る協力を要請する際の必要事項について定めることを目的とする。

（災害定義）

第2条 本協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第1章第2条第1項に規定する災害をいう。

（要請）

第3条 甲は、乙に協力要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。

2 前項ただし書の場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出する。

（提供内容）

第4条 乙は、第2条に定める災害の場合、甲の要請を受け甲の管理する施設に設置した災害対応型自動販売機（以下「自販機」という。）の機内在庫飲料水を甲に無償で提供する。ただし、乙において直接提供することが困難な場合は、甲は、乙から借り受けた以下の鍵を利用し、自ら自販機の機内在庫飲料水を搬出することができるものとする。

	設置施設名	機種	台数	鍵番号	鍵本数
1	別所町公民館	SD-2P30HSHP-ER	1台	—	—
2	志染町公民館	SD-2P30HSHP-ER	1台	—	—
3	細川町公民館	SD-2P30HSHP-ER	1台	—	—
4	口吉川町公民館	SD-2P30HSHP-ER	1台	—	—
5	吉川町公民館	SD-2P30HSHP-ER	1台	—	—
6	福井コミュニティセンター	SD-2P30HSHP-ER	1台	—	—
7	三木南交流センター	NS-2P30KSHPAPER	1台	ZE0414	1本
8	三木山総合公園 みきっこランド	NS-3P30KSHPAPER	1台	ZE1053	1本

（鍵管理）

第5条 甲は、乙から借り受けた自販機の鍵を善良な管理者の注意義務をもって保管するものとし、万一紛失又は盗難にあった場合は、直ちに乙に連絡するものとする。

2 甲は、本協定に定める以外の目的で自販機の鍵を利用してはならない。

（契約範囲）

第6条 甲は、災害時における飲料提供であることを鑑み、乙が不可抗力等により本協定を履行できない場合であっても、乙に対し責任を問わないものとする。

（期間）

第7条 本協定の有効期間は、甲の許可する行政財産使用許可書に準ずるものとし、行政財産使用許可書の使用期間満了日より失効するものとする。

(協定解除)

第8条 甲乙は、自らが暴力団等反社会的勢力でないことを表明保証する。又、本協定期間中、甲乙の何れかが暴力団を始めとする反社会的勢力とのかかわりを有することが判明した場合、勧告を要することなく、本協定を解除することができるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、又は本協定の条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上これを定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上各自1通を保有する。

令和元年12月4日

甲：兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市

三木市長

乙：兵庫県高砂市中筋1-3-10

関西キリンビバレッジサービス株式会社

姫路支店 支店長

・ 条文 45 災害時における物資供給に関する協定

三木市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 三木市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 三木市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力を。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、の措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を三木市長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金の支払い）

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては三木市総合政策部危機管理課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別紙②)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和元年12月25日

甲 兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市

三木市長

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ

代表取締役社長

別紙①

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鋏、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

別紙②

事務担当者名簿

災害対策に関する事務担当者名簿

関係事項	災害対策用物資の調達斡旋に関すること
関係機関等名称	株式会社ナフコ
関係機関等所在地	福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
代表者氏名	

担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間内・勤務時間外別に記入する。）

第1順位者 _____ 自宅・携帯
 TEL（勤務時間内） _____ TEI（勤務時間外） _____

第2順位者 _____ 自宅・携帯
 TEL（勤務時間内） _____ TEI（勤務時間外） _____

第3順位者 _____ 自宅・携帯
 TEL（勤務時間内） _____ TEI（勤務時間外） _____

三木市の担当部署名	総合政策部 危機管理課	電話番号	_____ (内線) (直通)
-----------	----------------	------	-----------------------

担当者職・氏名

第1順位者 _____
 TEI（勤務時間外） _____

第1順位者 _____
 TEI（勤務時間外） _____

第1順位者 _____
 TEI（勤務時間外） _____

・ 条文 46 災害時における道路啓開業務等の協力に関する協定書（兵庫県自動車整備振興会）

三木市（以下「甲」という。）と兵庫県自動車整備振興会三木支部（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急措置として道路啓開のために必要な工作物等の除去のうち、乙の所有する装備の範囲内で、通行の障害となっている車両等の除去業務（以下「業務」という。）を協力して行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により三木市内で大規模な災害が発生した場合に、災害時における応急対策に関し、甲が乙に対して、業務に関する協力を依頼することについて必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、三木市内に災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することができないと認められるときは、乙に対して、業務の協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し業務の協力を依頼する場合は、災害時道路啓開業務協力依頼書（第1号様式）（以下「依頼書」という。）により乙に対して、次に掲げる事項（以下「協力依頼事項」という。）を明らかにして、協力を依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害発生日時及び災害の状況
- (2) 通行障害発生場所
- (3) 通行障害車両の種別及び台数
- (4) 現場担当者の所属、職及び氏名
- (5) その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による甲からの業務の協力依頼に対し、可能な限り、甲に協力するものとする。

4 大規模災害等により、兵庫県警、他団体等より乙に対し第1項と同様の依頼があったときは、その業務の内容及び実施について甲乙協議の上、決定するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、甲の協力依頼により災害場所に出動したときは、甲の現場担当者の指示に従い業務に従事するものとする。ただし、その指示を受けられないときは乙が自ら協力依頼事項に基づいて業務を実施するものとする。

2 乙は、業務が終了したときは、速やかにその活動状況について災害時道路啓開業務協力状況報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 業務について発生した費用の負担は、甲乙協議の上決定する。

（災害補償）

第5条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、法令等に定める要件に該当するときには、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、甲、乙協議のうえ、甲は当該法令等に定める損害補償を行うものとする。

(防災訓練等への協力)

第6条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年10月31日

(甲) 三木市
三木市長

(乙) 兵庫県自動車整備振興会
三木支部 支部長

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

兵庫県自動車整備振興会
三木支部 支部長 様

三木市長

災害時道路啓開業務協力依頼書

「災害時における道路啓開業務等の協力に関する協定書」に基づき、災害時道路啓開業務に対する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分
災害の状況	
通行障害 発生場所	
通行障害車両 の種別及び 台数	
現場担当者	所属 職 氏名
その他	

*連絡先 部 課 担当： 電話

三木市長 様

兵庫県自動車整備振興会
三木支部 支部長

災害時道路啓開業務協力状況報告書

「災害時における道路啓開業務等の協力に関する協定書」に基づき、災害時道路啓開業務に対する協力状況について、下記のとおり報告します。

記

業務内容	
業務期間 及び時間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
通行障害 発生場所	
通行障害車両 の種別及び 台数	
労力及び 業務使用 車両の状況	
その他	

*連絡先（担当者・電話）

条文 47 災害時における道路啓開業務等の協力に関する協定書（KMレッカー）

三木市（以下「甲」という。）とKMレッカー（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急措置として道路啓開のために必要な工作物等の除去のうち、乙の所有する装備の範囲内で、通行の障害となっている車両等の除去業務（以下「業務」という。）を協力して行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により三木市内で大規模な災害が発生した場合に、災害時における応急対策に関し、甲が乙に対して、業務に関する協力を依頼することについて必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、三木市内に災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することができないと認められるときは、乙に対して、業務の協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し業務の協力を依頼する場合は、災害時道路啓開業務協力依頼書（第1号様式）（以下「依頼書」という。）により乙に対して、次に掲げる事項（以下「協力依頼事項」という。）を明らかにして、協力を依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害発生日時及び災害の状況
- (2) 通行障害発生場所
- (3) 通行障害車両の種別及び台数
- (4) 現場担当者の所属、職及び氏名
- (5) その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による甲からの業務の協力依頼に対し、可能な限り、甲に協力するものとする。

4 大規模災害等により、兵庫県警、他団体等より乙に対し第1項と同様の依頼があったときは、その業務の内容及び実施について甲乙協議の上、決定するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、甲の協力依頼により災害場所に出動したときは、甲の現場担当者の指示に従い業務に従事するものとする。ただし、その指示を受けられないときは乙が自ら協力依頼事項に基づいて業務を実施するものとする。

2 乙は、業務が終了したときは、速やかにその活動状況について災害時道路啓開業務協力状況報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 業務について発生した費用の負担は、甲乙協議の上決定する。

（災害補償）

第5条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（防災訓練等への協力）

第6条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年7月24日

(甲) 三木市
三木市長

(乙) KMレッカー
代表

※様式省略(「**条文 39 災害時における道路啓開業務等の協力に関する協定書(兵庫県自動車整備振興会)**」参照)

条文 48 災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書

三木市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県LPガス協会東播支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるLPガス等の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三木市で地震、風水害等による大規模災害が発生した場合において、避難生活等の支援に必要となるLPガス及び燃焼機器等の機材（以下LPガス等という。）の供給協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時にLPガス等の供給協力が必要とされる事態が発生した場合、次の各号に掲げる事項について、乙に対して協力を要請することができる。この場合において、乙は、特別な理由がない限り協力するものとする。

- (1) 避難所等へLPガス等を供給すること。
- (2) 避難所等へLPガス等を運搬及び設置すること。

（要請の手続）

第3条 前条の要請は、LPガス等の供給要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請した上で、速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合、供給可能な内容を甲にLPガス等の供給要請に伴う実施報告書（様式第2号）により通知するものとする。

（安全点検の実施）

第4条 乙は、LPガス等を供給するときは、供給設備及び消費設備の安全点検を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づいて供給されたLPガス等の費用については、甲が負担するものとする。この場合、災害発生時直前の価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

（円滑な運用）

第6条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報交換を行い、災害時に備えるとともに、連絡責任者を定め、連絡責任者（変更）届出書（様式第3号）により相互に報告するとともに、定期的に連絡会を行うものとする。また、連絡責任者に変更があった場合も速やかに報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から1年間延長されたものとみなし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めがない事項及び協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議し決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 28 年 11 月 21 日

甲 兵庫県三木市上の丸 10 番 30 号
三木市
三木市長

乙 兵庫県多可郡多可町中区安楽田 700-8
一般社団法人兵庫県 LP ガス協会東播支部
支部長

年 月 日

一般社団法人兵庫県 L P ガス協会
東播支部長 様

三 木 市 長

L P ガス等の協力要請書

災害時における L P ガスの供給協力に関する協定第 3 条に基づき、次のとおり L P ガス等の供給を要請します。

1. 引き渡し場所

施設名	
所在地	
現場担当者名	

2. 要請物資

品 名	数 量	備 考

3. その他必要とする事項

--

《要請依頼担当者》

所属部署	
氏名	
連絡先	

年 月 日

三木市長 様

一般社団法人兵庫県LPガス協会
東播支部長

LPガス等の供給協力要請にともなう実施報告書

災害時におけるLPガスの供給協力に関する協定第3条に基づき、次のとおりLPガス等の供給を要請いたしましたので報告します。

1. 要請依頼担当者等

所属部署		要請依頼日	
氏名		要請依頼方法	
連絡先		要請書受諾日	

2. 引き渡し場所

施設名	
所在地	
現場担当者名	

3. 供給実施内容

品 名	数 量	備 考

4. その他必要とする事項

実施者		実施完了日	

《報告担当者》

会社名	
氏名	
連絡先	

年 月 日

連絡責任者（変更）通知書

災害時における L P ガスの供給協力に関する協定第 6 条に基づき、次のとおり連絡責任者を報告します。

第 1 連絡責任者

所属部署	
役職名	
氏名	
電話番号	
F A X 番号	
携帯等緊急連絡先	

第 2 連絡責任者

所属部署	
役職名	
氏名	
電話番号	
F A X 番号	
携帯等緊急連絡先	

第 3 連絡責任者

所属部署	
役職名	
氏名	
電話番号	
F A X 番号	
携帯等緊急連絡先	

条文 49 防災用資機材の配備に関する協定（発電機配備：デイサービスセンター）

三木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人三木市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、甲が配備する防災用資機材（以下「資機材」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において停電などが起こった場合、高齢者、或いは二次的避難をされた要援護者の方々が使用される機器の作動に対し、緊急に電源の確保をする目的で配備するものである。

（用途）

第2条 乙は、資機材を第1条の目的である防災活動用として使用すること。

2 特に、難病患者等の呼吸器及び吸引機などの電源として優先的に使用すること。

（配備する資機材）

第3条 配備する資機材の数量、年度は、次のとおりとする。

品 名	数 量	備 考
ポータブル発電機	10 台	
20年度	4 台	
21年度	3 台	
22年度	3 台	

（配備場所）

第4条 資機材は、乙が管理するデイサービスセンターなど福祉施設に配備し、高齢者、或いは二次的避難者等、要援護者支援に活用する。

2 乙は、資機材の配備計画について、甲と協議すること。

（保全義務等）

第5条 乙は、資機材を試験作動や防災訓練等において点検し、常に作動が可能な状態に保つよう、最善な維持管理に努めなければならない。

2 乙は、資機材の全部若しくは一部が滅失し、又はき損した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。この場合において、乙は甲の指示に従い、速やかに補填・修理を行うものとする。

3 前項の損害額の負担については、乙が負担するものとする。

（使用状況の調査）

第6条 甲は、必要があると認めたときは、配備した資機材の維持、管理の状況について、調査することができる。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

平成 20 年 12 月 19 日

甲 三木市上の丸町 10 番 30 号
三木市
代表者

乙 三木市大塚 1 丁目 6 番 40 号
社会福祉法人 三木市社会福祉協議会
代表者 会長

条文 50 災害時におけるボランティア支援に関する協定書（三木市社会福祉協議会）

三木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人三木市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、三木市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して円滑なボランティア活動支援を行い、三木市民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

なお、本協定における乙の実施主体は、乙が設置する「三木市ボランティアセンター」とする。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が、効率的・効果的なボランティア活動が行なえるよう相互に連携し支援するとともに、被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（情報の収集・提供）

第2条 甲と乙は、災害時において、連携して復興支援ボランティアに関する情報を収集し、三木市民等に対して敏速かつ的確な情報を提供することとする。

2 甲と乙は、連携して三木市民及び関係機関等からのボランティア活動に関する問い合わせ及び相談に応じることとする。

3 甲と乙は、平常時からボランティア活動についての情報交換を行うなど、災害時に敏速かつ円滑な連携・協力体制がとれるよう努めるものとする。

（災害ボランティアセンターの開設・運営）

第3条 甲は、災害時において、ボランティア支援者の受け入れ、調整を行う災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を開設する。

2 乙は、甲の要請に基づき、開設したセンターに、ボランティアの受け入れや調整を行うコーディネーターを派遣し、センターの運営を行う。

（人材育成）

第4条 乙は、コーディネーターとなる人材を育成し、その質の向上に努め、甲は、乙に対し必要な協力をすることとする。

2 乙は、甲が実施する災害訓練等に参画し、甲乙に所属する職員等の防災意識の向上に努めることとする。

（経費の負担）

第5条 災害ボランティアセンター開設に関わる資機材等の経費は、甲が負担することとする。

（支援体制の整備）

第6条 乙は、ひょうごボランタリープラザをはじめ、近隣市町のボランティアセンター、広域災害支援を行うNPO法人等との連携を強化し、災害時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項に疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定する。

(雑則)

第8条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定を証するため、本所を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成18年9月29日

(甲) 三木市上の丸町
三木市長

(乙) 三木市末広1丁目9-27
社会福祉法人 三木市社会福祉協議会
会長

条文 51 災害時における三木市と三木市内郵便局との相互協力に関する覚書

三木市（以下「甲」という。）と三木市内郵便局代表三木郵便局（以下「乙」という。）は、災害時における三木市と三木市内郵便局との相互協力に関する覚書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が三木市内に発生した場合において、甲及び乙が相互に協力し被災者の生活支援他の必要な対応を円滑に行うため、その手続等について定めるものとする。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、三木市内に災害が発生し、次の各号に掲げる事項に関して必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 三木市又は三木市内の郵便局が収集した被災者の避難先及び被災情報の相互提供
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い
- (3) 高齢者若しくは心身障害者など災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力
- (4) 所管施設及び用地の相互提供
- (5) その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項

（協力要請の手続）

第3条 甲又は乙は、前条の要請に関し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、要請書（様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又は電信により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 協力を要請する理由
- (3) 協力の内容
- (4) 協力の期間
- (5) 前条第4号を要請する場合には、使用目的及び場所等

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、第2条に規定する要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制の整備について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 甲及び乙は、相互に主催する防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じで情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては三木市企画管理部危機管理課長、乙においては三木郵便局総務課長とする。

(補則)

第10条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年9月29日

甲 三木市上の丸町10番30号
三木市

乙 三木市末広3丁目8番47号
三木市内郵便局

協 力 要 請 書

平成 年 月 日

要請時刻 平成 年 月 日 時 分		災害覚知 平成 年 月 日 時 分	
要請者（発信者） 職..... 氏名.....		受信者 職..... 氏名.....	
災害状況等			
要請理由			
協力内容			
協力期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
施の 設 ・提用 供地	使用目的		
	使用場所		
その他参考事項			

参考**「日本郵政公社民営化に伴う協定等の承継について」 平成 19 年 8 月 23 日付三総第 118 号**

平成 19 年 10 月 1 日～

【承継する協力要請事項】 第 2 条関係

承継する協力要請事項	承継会社	民営化後の担当郵便局（支店）
第 2 条(1) 被災者避難先及び被災情報の相互提供	郵便事業株式会社	三木支店
第 2 条(3) 災害弱者についての情報及び対応の相互協力	郵便事業株式会社	三木支店
第 2 条(4) 所管施設及び用地の相互提供	郵便事業株式会社 郵便局株式会社	三木支店 三木市内郵便局

【承継しない協力要請事項】 第 2 条関係

承継しない協力要請事項	承継しない理由
第 2 条(2) 災害救助法適用時における郵便、郵政事業の災害特別事務取扱い	左記の事項については、民営化後においては、監督官庁（金融庁）からの要請により、当該取扱いを実施することになることから、協力要請事項には含まれなくなる。覚書の内容としては承継しないが、災害救助法適用時においては、災害特別事務取扱いを行うこととしている。
第 2 条(5) その他協力できる事項	覚書としては、承継しないが、依頼を受けた内容については、その都度、各会社で検討し決定する。

参考

「災害時における三木市と三木市内郵便局との相互協力に関する覚書」の用語解説

1 覚書中の「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号で規定する「災害」であり、次のとおりである。

○災害対策基本法第2条第1号

災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

2 覚書中第2条第2号に掲げる「災害特別事務取扱い」とは、次のとおりである。

(1) 救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用郵便物(現金及び物品)の料金を免除。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便又は電子郵便とするものを含む)の料金を免除。

(3) 被災者あて災害義援金の振替料金免除

地方公共団体、日本赤十字社、共同募金公等の振替口座に義援金を送る場合は、その料金を免除。

(4) 被災者への郵便はがきなどの無償交付

被災者一世帯につき郵便はがき5枚、郵便書簡1枚以内を無償で交付。

(5) 通帳、証書、印章等を亡くされた被災者の郵便貯金等の非常取扱い

通帳や印章がなくても、本人と確認できれば郵便貯金は20万円まで、郵便為替・郵便振替は10万円まで支払いをする非常取扱い。

(6) 簡易保険の保険料払込みの猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

簡易保険の保険金や貸付金も本人と確認できれば、即時払を実施するほか、通算3ヶ月の保険料の払込猶予期間を、一定期間延長する。

条文 52 災害時における放送要請に関する協定（FMみっきい）

三木市（以下「甲」という。）と株式会社エフエム三木（以下「乙」という。）は、災害時における放送要請に関する協定を次のとおり締結する。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害（以下「災害」という。）が三木市内に発生した場合、又は、発生する恐れがある場合において、同法第 57 条に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送の要請）

第 2 条 甲は、市民に防災情報や緊急情報を提供する必要があると認める場合、乙に対し、放送を行うことを要請することができる。ただし、全国瞬時警報システムにより消防庁から発信される緊急情報については、放送の発信をもって甲が乙に要請したものとする。

（要請の手続）

第 3 条 前条本文に規定する要請は、次に掲げる事項を記載した書面により事前に行うものとする。

一 放送要請の理由

二 放送内容

三 放送日時

四 その他必要な事項

2 前条ただし書の場合にあつては、甲は、乙に対し速やかに当該放送内容について電子メールにより報告するものとする。

（放送の実施）

第 4 条 甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、放送時刻等をそのつど自主的に決定し放送する。ただし、災害時における被害の発生及び拡大の防止を図るために必要な情報については、原則的に直ちに放送するものとする。

2 全国瞬時警報システムによる緊急情報は、消防庁からの情報を通常の放送に代えて放送するものとする。

3 放送に係わる電波料は無料とする。

（機器の設置者等）

第 5 条 全国瞬時警報システムの機器については、甲が設置し、甲が責任をもって保守点検を行うものとする。

2 甲が設置した全国瞬時警報システムの機器に起因する乙の放送設備の故障については、甲乙協議し、修復に努めるものとする。なお、修復費用については甲の負担とする。

（連絡責任者）

第 6 条 第 3 条に規定する協力要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実に、かつ、円滑に行うため、双方に連絡責任者を置くこととし、甲については危機管理課長、乙においてはチーフディレクター（防災担当）をもってこれに充てる。

（有効期間）

第 7 条 この協定の有効期間は、この協定の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲と乙のいずれからも何らかの申し出がないときは、この協定は、更に 1 年間延長されたも

のとし、以後この例による。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に行われるよう、諸活動中に覚知した災害等被災情報について積極的に情報交換を行うものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年3月18日

甲 三木市上の丸町10番30号

三木市長

乙 三木市本町2丁目1番18号

株式会社エフエム三木 代表取締役

条文 53 災害時等の緊急放送における協定（J：COMチャンネル）

（協定の主旨）

第1条 本協定は、災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条の規定により、大地震、台風などの自然災害またその他の緊急事態発生時に市民に対して緊急情報の伝達の必要がある場合において、三木市（以下「甲」という。）が株式会社ジェイコムウエスト（以下「乙」という。）に緊急放送を要請し、乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム（以下「丙」という。）が緊急放送を実施する手続を定めるものとする。

（緊急放送要請の手続等）

第2条 甲は、緊急放送を要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により、乙の委託事業者である丙に当該要請をするものとする。

- (1) 緊急放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 甲が緊急放送を要請する場合の連絡先（以下「連絡先」という。）は、別紙のとおりとする。

3 丙は、連絡先を変更したときは、直ちに甲に申し出るものとする。

4 緊急放送の要請は、ファックス又はメールを用いて書面を送付することにより行うものとする。ただし、甲は、当該方法では間に合わないと認める場合は、電話により要請するものとし、当該要請後に書面を送付するものとする。

（緊急放送の実施）

第3条 丙は、甲から要請を受けた事項に関し、緊急性を勘案の上、形式、内容、放送時刻等を決定し、放送するものとする。

（他の情報の活用）

第4条 乙及び丙は、前条による放送のほか、甲がインターネット等で発信済の緊急情報等について、自ら運営する放送やインターネット等により発信できるものとする。

（疑義の発生について）

第5条 本協定の記載事項に関して疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第6条 本協定は締結の日をもって開始し、期間を1年間とする。なお、期間満了の3箇月前までに甲・乙・丙のいずれからも意思表示がなければ、更に1年間延長されるものとする。

この協定の証として本書3通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成25年12月26日

（甲） 三木市

三木市長

（乙） 株式会社ジェイコムウエスト

代表取締役社長

（丙） 株式会社ジュピターテレコム

関西メディアセンター長

条文 54 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

三木市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、三木市内における地震・風水害その他による災害（以下「災害」という。）に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、災害に備え、また災害発生時に甲が住民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な情報の発信を行うことを目的とする。

第2条（協力内容）

1. 本協定における協力の内容は次のとおりとする。
 - (1) 乙は、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲は、市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙はこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲は、発令する避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙はこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲は、災害発生時の被害状況、災害対応等についての情報を乙に提供し、乙はこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲は、避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙はこの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 甲乙は、前項の協力についての具体的な内容、方法について、両者の協議により決定するものとする。
3. 甲乙は、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
4. 甲乙は、第1項各号に関する事項及び第1項に記載のない事項についても、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを実施するものとする。

第3条（費用）

第2条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

甲が乙に提供する情報について、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができるものとし、費用については乙の負担とする。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期限は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙は両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2013年2月20日

甲 三木市上の丸町10番30号
三木市
三木市長

乙 東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役

条文 55 災害時における避難場所提供に関する協定（福祉避難所指定：三木精愛園）

三木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三木市内に地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生、または発生が予想されるときに、乙が、第2条に掲げる事項の協力を行うことにより、甲の行う災害救援活動の円滑なる遂行に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、三木市内に災害が発生、または発生が予想されるときは、甲の要請に基づき、次に掲げる事項について協力を行うものとする。

- (1) 災害時要援護者を対象とした屋内における避難場所の提供
- (2) 前号の他、乙が可能とするサービスの提供

（避難場所の開設の基準）

第3条 避難場所を開設する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 三木市内のいずれかの地域において、避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令された場合
- (2) 災害の発生が予想され、甲より開設の要請があった場合

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協定に必要な費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（避難場所の対象施設）

第5条 避難場所として使用する対象施設は、次のとおりとする。

施設の名称	所在地
三木精愛園	三木市緑が丘本町2丁目3番地

（連絡責任者）

第6条 災害時の連絡を円滑に行うため、甲及び乙は、平素から連絡担当部署（別表組織表）を明確化し、必要な事項について情報交換などを行うものとする。

（損害賠償等）

第7条 第2条に規定する協力により、乙及び乙の管理する施設又は施設内の収容物に対し損害を与えたときは、避難者の故意又は重大な過失による場合を除き、甲がその損害を賠償する。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年11月1日

甲 三木市上の丸町10番30号
三木市長

乙 神戸市西区曙町1070番地
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団
理事長

別表組織表（第6条関係）

三 木 市				
優先順位	担当者		連絡先(勤務時)	連絡先(左記以外)
第1順位	健康福祉部	障害福祉課		
	職名	氏名		
第2順位	危機管理課			
	職名	氏名		
三 木 精 愛 園				
優先順位	担当者		連絡先(勤務時)	連絡先(左記以外)
第1順位	支援課			
	職名	氏名		
第2順位	総務課			
	職名	氏名		

条文 56 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（民間福祉施設）

三木市（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の指定等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の運営する施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、対象者（原則として福祉施設や医療機関に入所し又は入院するに至らない在宅の災害時要援護者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。以下同じ。）及びその介助者を受け入れるため、乙に対し、福祉避難所の開設・運営に関する協力を要請するにあたり、必要な事項を定める。

（施設使用の要請）

第2条 甲は、対象者が福祉避難所として乙の施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとし、乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。ただし、当該施設が施設機能に大きな被害を受け福祉避難所としての役割が果たせない場合はこの限りでない。

（手続き）

第3条 甲は、前条の要請を福祉避難所受入要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等をもって要請し、その後速やかに福祉避難所受入要請書を送付する。

（対象者の移送）

第4条 甲の要請に基づき乙が受け入れを了承した場合、対象者の移送は、当該対象者の介助者により行うことを基本とする。

2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

3 甲は、前2項に規定するほか、対象者の移送が困難な場合は、三木市災害ボランティアセンターに要請し、移送手段の確保に努めるものとする。

（物資の調達）

第5条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

2 乙は、平常時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものとする。

（介助者等の確保）

第6条 乙は、福祉避難所として対象者を受け入れた場合は、当該対象者の介助者と協力して生活支援を行う。

2 乙は、福祉避難所の介助者等に不足を生じると判断した時は、速やかに甲に連絡するものとする。

3 前項の連絡があった場合、甲は、他の施設に協力要請を行うなど、介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の振り分け）

第7条 甲は、一般の避難所において、甲が派遣する専門家により、対象者か否かの振り分けを行うものとする。

2 乙は、次のいずれかに該当する場合は、自ら対象者の振り分けを行い、甲に連絡するものとする。

(1) 福祉避難所として対象者を受け入れた後に、避難者の増加等の状況の変化により振り分けが必要となった場合

(2) 乙が前項の規定による振り分けを受けた者以外の避難者を受け入れた場合

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、対象者の安全で安心な生活拠点確保を進めることにより、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲は、福祉避難所として乙が対象者の受入りに要した経費については、災害救助法その他関係法令に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の開設・運営を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。ただし、対象者の同意がある場合及び対象者の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合を除く。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から書面をもって何らかの意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年 月 日

(甲) 三木市 三木市長

(乙) ・特別養護老人ホーム さざんかの郷 理事長 (H25.8.1 協定締結)
・特別養護老人ホーム グリーンホーム 施設長 (H25.8.7 協定締結)
・老人保健施設 サンビラ三木 理事長 (H25.8.8 協定締結)
・特別養護老人ホーム しゅうらく苑 理事長 (H25.8.6 協定締結)
・特別養護老人ホーム えびすの郷 理事長 (H25.8.8 協定締結)
・介護老人福祉施設 カトレア三木 理事長 (H25.8.8 協定締結)
・特別養護老人ホーム りんどうの里 理事長 (H25.8.9 協定締結)
・老人保健施設 セントクリストファーズホーム 理事長
(H25.8.8 協定締結)
・介護老人保健施設 サンスマイル三木 施設長 (H25.9.5 協定締結)

条文 57 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（地域福祉センター細川）

三木市（以下、「甲」という。）と社会福祉法人三木市社会福祉協議会（地域福祉センター細川）（以下、「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の指定等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の運営する施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、対象者（原則として福祉施設や医療機関に入所し又は入院するに至らない在宅の災害時要援護者で、一般の避難所では生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。以下同じ。）及びその介助者を受け入れるため、乙に対し、福祉避難所の開設・運営に関する協力を要請するにあたり、必要な事項を定める。

（施設使用の要請）

第2条 甲は、対象者が福祉避難所として乙の施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとし、乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。ただし、当該施設が施設機能に大きな被害を受け福祉避難所としての役割が果たせない場合はこの限りでない。

（手続き）

第3条 甲は、前条の要請を福祉避難所受入要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等をもって要請し、その後速やかに福祉避難所受入要請書を送付する。

（対象者の移送）

第4条 甲の要請に基づき乙が受け入れを了承した場合、対象者の移送は、当該対象者の介助者により行うことを基本とする。

2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

3 甲は、前2項に規定するほか、対象者の移送が困難な場合は、三木市災害ボランティアセンターに要請し、移送手段の確保に努めるものとする。

（物資の調達）

第5条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

2 乙は、平常時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものとする。

（介助者等の確保）

第6条 乙は、福祉避難所として対象者を受け入れた場合は、当該対象者の介助者と協力して生活支援を行う。

2 乙は、福祉避難所の介助者等に不足を生じると判断した時は、速やかに甲に連絡するものとする。

3 前項の連絡があった場合、甲は、他の施設に協力要請を行うなど、介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の振り分け）

第7条 甲は、一般の避難所において、甲が派遣する専門家により、対象者か否かの振り分けを行うものとする。

2 乙は、次のいずれかに該当する場合は、自ら対象者の振り分けを行い、甲に連絡するものとする。

(1) 福祉避難所として対象者を受け入れた後に、避難者の増加等の状況の変化により振り分けが必要となった場合

(2) 乙が前項の規定による振り分けを受けた者以外の避難者を受け入れた場合

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、対象者の安全で安心な生活拠点確保を進めることにより、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲は、福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費については、災害救助法その他関係法令に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の開設・運営を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。ただし、対象者の同意がある場合及び対象者の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合を除く。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から書面をもって何らかの意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年4月1日

(甲) 三木市
三木市長

(乙) 三木市大塚1丁目6番40号
社会福祉法人三木市社会福祉協議会
代表者 会長

条文 58 三木市 2 次避難所指定に係る覚書（県立高等学校）

三木市（以下「甲」という。）と兵庫県立 高等学校（以下「乙」という。）とは、災害時における三木市 2 次避難所の指定について、次のとおり覚書を締結する。

記

- 1 甲は、兵庫県の教育財産管理規則（昭和 46 年兵庫県教育委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 6 条第 4 号の規定により、乙の施設のうち、乙が指定した区域（以下「指定区域」という。）を使用することができるものとする。
- 2 甲は、指定区域を使用するときは、規則第 7 条の規定により、兵庫県教育長に対し、あらかじめ教育財産使用許可申請書を提出するものとする。ただし、災害時など緊急を要する場合は、使用開始後、速やかに提出するものとする。
- 3 指定区域は、別添「学校毎の確認事項」のとおりとする。この場合において、甲及び乙は、毎年 1 回は、当該確認事項の内容について確認を行うものとする。
- 4 甲は、指定区域を使用するため、あらかじめ乙から指定区域に進入するための鍵を受け取り、管理するものとする。この場合において、乙は、甲による鍵の複製を禁止し、かつ、鍵を使用することができる者は、甲の職員に限るものとする。
- 5 甲は、前項の鍵の使用有無にかかわらず、1 年に 1 回は鍵の存在を視認するものとする。
- 6 甲は、鍵を使用するときは、乙に連絡しなければならない。
- 7 甲は、災害時の避難所として指定区域の使用を開始した場合、乙があらかじめ指定する場所に特設公衆電話を設置することができる。
- 8 甲は、指定区域を災害時における 2 次避難所以外の目的には使用してはならない。
- 9 甲が指定区域を使用したことにより、乙の施設に破損その他の損害が発生した場合は、甲は、その損害を弁償するものとする。
- 10 甲及び乙は、規則に従わなければならない。

この覚書は、2 通作成し、甲乙それぞれが 1 通ずつ保管することとする。

平成 26 年 2 月 26 日

甲 三木市 三木市長

乙 兵庫県立三木高等学校長
兵庫県立三木東高等学校長
兵庫県立三木北高等学校長
兵庫県立吉川高等学校長

条文 59 災害時における応急対策の協力に関する協定書（ネスタリゾート神戸）

三木市（以下「甲」という。）と株式会社NESTA RESORT KOBE（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三木市で地震、風水害等による大規模災害が発生した場合において、避難生活の支援等に関わる応急対策の協力について必要な事項を定めるものとする。

（避難所の指定）

第2条 甲は、災害時において三木市の2次避難所が不足する場合に開設する避難所として、乙の施設をあらかじめ「指定避難所」に指定するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲は、災害時に次の各号に掲げる応急対策協力が必要とされる事態が発生した場合、乙に対して協力を要請することができる。この場合において、乙は、特別な理由がない限り協力するものとする。

- (1) 避難所として乙の施設を使用すること。
- (2) 被災者のために乙の入浴施設を開放すること。
- (3) 応急給水活動のために乙から飲料水の提供を受けること。
- (4) 救援物資集積所として乙の施設を使用すること。

（要請の手続き）

第4条 甲は、前条の要請を行う場合においては、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請する理由
- (2) 要請する協力の内容
 - ア 使用する施設、施設を使用する人員数及び期間
 - イ 提供を受ける飲料水の量及び期間
 - ウ 入浴施設の使用期間
 - エ その他必要な事項

2 前項の要請があった場合、乙は、提供可能な内容を甲に通知するものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定による応急対策の協力に係る費用については、甲が負担するものとする。この場合、施設の使用料や物資の対価は、災害発生時直前の価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

（円滑な運用）

第6条 甲及び乙は、災害時及び日頃の連絡・情報交換を円滑に行い、本協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定めるとともに、定期的に連絡会（年1回を基準）を行うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から

1年間延長されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 三木市
三木市長

乙 株式会社 NESTA RESORT
代表取締役社長

・条文 60 災害時における防災活動協力に関する協定書

三木市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における防災活動協力に関する協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、被災者の円滑かつ迅速な避難のための協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（緊急避難場所の指定）

第2条 甲は、近畿・北陸カンパニーイオン三木店を、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の一時的な避難場所として、あらかじめ三木市の緊急避難場所に指定するものとする。

（一時避難場所として使用する施設等）

第3条 甲が、一時避難場所として使用する場合は、店舗4階、屋上駐車場及び附属施設（トイレ及び自動販売機等）を使用できるものとする。なお、一時避難場所として使用できる駐車場の区域又は附属施設は、甲乙協議の上決定するものとする。

（一時避難場所の開設及び閉鎖）

第4条 甲は、大雨により、河川の氾濫や土砂災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の施設を三木市の一時避難場所として使用することを乙に要請できる。この場合において、乙は、特別な理由がない限り協力するものとする。

2 甲は、前項の要請を行う場合又は一時避難場所を閉鎖する場合は、口頭又は電話により要請を行い、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（一時避難場所の開設及び閉鎖に関する所管事項）

第5条 一時避難場所の開設及び閉鎖に関する甲及び乙の所管事項は、次のとおりとする。ただし、所管外の事項については、甲、乙協力するものとする。

(1) 甲の所管事項

ア 避難誘導

甲は、避難地域及び本件施設に職員を派遣し、使用可能区域への誘導等の地域住民の対応にあたる。

イ 退去誘導

甲は、気象警報が解除され、避難情報が解除されたときは、速やかに避難住民を本施設外に誘導し、退去させるものとする。

ウ 一時避難場所閉鎖後の被災者の避難支援

甲は、前項の使用期間終了後において、自宅や道路の被害などにより帰宅できない住民がいる場合は、他の避難所を用意して、地域住民の安全の確保と本施設からの円滑な退去誘導を実現するものとする。

エ 避難者へ食料・飲料水・日用品等を携行することの周知及び不足物品の提供

(2) 乙の所管事項

ア 施設の維持、保全等施設管理に関すること

（事故等の責任）

第6条 甲が一時避難場所を開設し、地域住民等が避難した際に、甲若しくは避難者が乙の施設を損傷したとき、又は甲若しくは避難者が第三者に損害を与えたときなど発生した事故等は、甲の責任においてこれを処理するものとし、乙は一切責任を負わないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

(必要な情報の提供)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に連絡するものとする。

- (1) 施設の工事等、一時避難場所の開設に支障が見込まれる場合
- (2) 一時避難場所として使用させることができなくなった場合

(連絡責任)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲：三木市危機管理課長

乙：

- 2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

(費用の負担)

第9条 一時避難場所の開設にあたり要した費用の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から1年間延長されたものとみなし、その後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自1通を保有する。

平成29年12月19日

甲： 兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市
三木市長

乙： 大阪府大阪市福島区海老江1丁目1-23
イオンリテール株式会社 近畿・北陸カンパニー
支社長

・条文 61 三木市住宅耐震改修事業補助金交付要綱

平成 24 年 4 月 25 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内に存する住宅の所有者に対し、その耐震化のための工事に要する費用の一部を補助することにより、住宅の耐震改修の促進を図り、もって安全かつ安心な住まいとまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう次の設備要件を満たしている建物又は建物の一部のことをいう。
 - ア 一つ以上の居室
 - イ 専用(共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下この号において同じ。)の炊事用流し(台所)
 - ウ 専用のトイレ
 - エ 専用の出入口
- (2) 戸建住宅 一つの建物が一つの住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が 2 分の 1 未満の併用住宅を含む。)となっているものをいう。
- (3) 共同住宅 前号に掲げる住宅以外の住宅をいう。
- (4) ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法 平成 16 年ひょうご住宅耐震改修技術コンペ及び平成 18 年度ひょうご住宅耐震改修工法コンペで補助対象工法として認められたものをいう。

(補助の対象者等)

第 3 条 この要綱による補助の対象者、補助の対象住宅、補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付は、一の住宅につき 1 回限りとする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助の対象となる工事(以下「補助事業」という。)に着手する前に、耐震改修事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 兵庫県が実施する「わが家の耐震改修促進事業」の住宅耐震改修工事費補助に係る補助金交付決定書の写し
- (2) 兵庫県が実施する「わが家の耐震改修促進事業」の住宅耐震改修工事費補助に係る補助金交付申請書に添付した書類で次に掲げるもの
 - ア 耐震改修工事建築物概要書
 - イ 補助金算定・精算書
 - ウ 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類
 - エ 耐震診断報告書又は耐震工事事業計画書
 - オ 住宅耐震改修に係る図書
 - カ 改修工事に係る確認済証の写し(改修工事(増改築含む)に建築確認が必要な場合のみ)
 - キ 耐震改修工事費内訳書
- (3) 市税納税証明書

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を行い、耐震改修事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知する。

2 市長は、交付決定を行う場合において、当該補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の着手届出)

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に着手したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更(市長が別に定める軽微な変更を除く。)しようとするときは、耐震改修事業補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 兵庫県が実施する「わが家の耐震改修促進事業」の住宅耐震改修工事費補助に係る内容変更決定通知書の写し
- (2) 耐震工事事業変更計画書
- (3) 耐震改修工事費変更内訳書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、耐震改修事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、承認すべきものと認めるときは、その旨を耐震改修事業補助金交付決定内容変更承認通知書(様式第5号)又は耐震改修事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により、当該申請者に通知する。

(交付決定額の変更)

第8条 補助事業者は、第5条第1項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更を受けようとするときは、耐震改修事業補助金変更交付申請書(様式第7号)に次に掲げる書類添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 兵庫県が実施する「わが家の耐震改修促進事業」の住宅耐震改修工事費補助に係る変更交付決定通知書の写し
- (2) 耐震改修工事費変更内訳書
- (3) 補助金変更算定書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。この場合において同項中「耐震改修事業補助金交付決定通知書(様式第2号)」とあるのは「耐震改修事業補助金交付決定変更通知書(様式第8号)」と読み替えるものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第9条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、市長が別に定めるところにより、当該報告をしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに耐震改修事業遂行困難状況報告書(様式第9号)を市長に提

出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、耐震改修事業実績報告書(様式第 10 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助金算定・精算書
- (2) 耐震改修事業補助金交付決定通知書(写し)
- (3) 耐震改修工事実施確認書
- (4) 耐震改修工事に係る契約書及び領収書(写し)
- (5) 耐震改修工事費内訳書

(是正命令)

第 11 条 市長は、第 9 条第 1 項及び前条に規定する報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容又はこれに付した条件(以下「交付決定の内容等」という。)に適合しないと認めるときは、交付決定の内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前条の規定は、前項の措置が完了したときの報告について準用する。

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、補助事業の完了に係る第 10 条又は前条第 2 項に規定する実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が交付決定の内容等に適合すると認めるときは、予算の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し、耐震改修事業補助金額確定通知書(様式第 11 号)により当該補助事業者に通知する。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額が交付決定額(第 8 条第 2 項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額)と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 13 条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、前条第 1 項の規定による補助金の額の確定後、耐震改修事業補助金交付請求書(様式第 12 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、補助金を交付するものとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 交付決定の内容等に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を耐震改修事業補助金交付決定取消通知書(様式第 13 号)により、当該補助事業者に通知する。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、当該決定の日の翌日から起算して 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、第 12 条第 1 項の規定による補助金の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、当該補助金の額の確定の日の翌日から起算して 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前 2 項の期限を延長することができる。
(加算金及び遅延利息)

第 16 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第 1 項又は第 2 項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

3 前 2 項の場合において、加算金又は遅延利息を計算する場合の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

4 市長は、第 1 項又は第 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(台帳の整備)

第 17 条 市長は、補助の執行状況を明らかにするため、耐震改修事業補助金台帳を整備するものとする。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 26 日から施行し、同月 1 日以後に補助事業に着手した者について適用する。

別表(第 3 条関係)

補助の 対象者	次のすべてに該当する者(個人。ただし、区分所有の共同住宅の申請においては管理組合の理事長が代表して申請することができる。) (1) 三木市内に所在する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅を所有する者 (2) 兵庫県が実施する「わが家の耐震改修促進事業」の住宅耐震改修工事費補助に係る補助金の交付の決定を受けた者 (3) 市税を滞納していない者
補助の 対象住宅	次に掲げる要件のすべてを満たす住宅 (1) 兵庫県が実施した簡易耐震診断その他の耐震診断の結果、安全性が低いと診断されていること。 (2) 次のいずれにも該当しない住宅であること。 ア 現況において、特定行政庁から建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 9 条に規定する措置が命じられている住宅 イ 建築基準法の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 100 号)による改正前の建築基準法第 38 条の規定に基づく認定工法により建築された住宅

	<p>(3) 申請者以外に所有権を有している者(以下「権利者」という。)が存在する住宅にあっては、原則として、当該補助事業について権利者全員の同意が得られていること。</p> <p>(4) 住宅が建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)による区分所有の建物である場合にあっては、耐震改修工事等について同法第 3 条の規定に基づく管理組合の議決等を経ていること。</p> <p>(5) 所有者が死亡している場合にあっては、相続人の代表者が申請できるものとし、他の相続人の同意が得られていること。</p>	
補助の対象となる経費	<p>(1) 住宅の耐震性向上のために行う次に掲げる工事に要する経費</p> <p>ア 基礎、柱、はり、壁及び筋かいの補強工事</p> <p>イ 屋根を軽量化する工事</p> <p>ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強工事</p> <p>エ ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法による補強工事</p> <p>(2) 兵庫県が平成 12 年度から平成 14 年度までの間に実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成 17 年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」において評点 0.7 以上と診断された木造戸建住宅で、次のいずれかの部分改修工事に要する経費</p> <p>ア 非常に重い屋根を重い屋根又は軽い屋根に軽量化する工事</p> <p>イ 1 階四隅(出隅部)の両方向に壁強さ倍率 5.2kn/m 以上の壁を半間以上設置する工事</p> <p>ウ 1 階出隅部の柱脚及び柱頭において 15kn の引き抜き力に耐えられるように金物等で接合部を補強する工事</p> <p>(3) 次のいずれかの工法により実施する居室耐震型改修工事に要する経費</p> <p>ア ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法</p> <p>イ 兵庫県が定める構造計算等の仕様により住宅が倒壊しても居室内の安全性が認められる工法</p>	
補助金の額	戸建住宅	補助の対象となる経費に 8 分の 1 を乗じて得た金額(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は 300,000 円のいずれか低い額とする。
	共同住宅	補助の対象となる経費に 8 分の 1 を乗じて得た金額(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は 100,000 円に戸数を乗じた額のいずれか低い額とする。

条文 62 三木市集会所等整備補助金交付要綱

平成 17 年 9 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域住民で構成する自治会、地区会、公民会等（以下「自治会等」という。）が集会所若しくは公園の整備、集会所への自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置又は三木市地域防災計画により 1 次避難所に指定された集会所の耐震化整備を行う場合に、その整備又は設置に要する経費の一部を補助することにより自治活動を助長し、市民文化の向上及び市民福祉の増進並びに地域の防災力の向上を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 集会所 自治会等を単位として地区住民が集合し、コミュニティづくりの場として使用する建物をいう。

(2) 公園 自治会等が管理する公園、広場等（市の所有するものを除く。）をいう。

(3) 集会所の整備 集会所を新築し、増築し、改築し、若しくは水洗便所への改造を行い、又は集会所として使用するための既存建物及びその敷地若しくは建設用地を購入することをいう。

(4) 公園の整備 公園の遊具又は工作物等の設置等を行うことをいう。

(5) AED の設置 AED を集会所に設置することをいう。

(6) 耐震診断 昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事に着工し、建築された集会所に対し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 4 条第 2 項第 3 号の指針（以下「指針」という。）に基づき行う診断をいう。

(7) 耐震設計 耐震診断の結果、指針に基づき耐震性の向上のため必要であると認められた耐震改修計画の作成をいう。

(8) 耐震診断改修計画評価 耐震診断又は耐震設計が、建築技術的に適正か否かの兵庫県耐震診断改修計画評価委員会等による評価をいう。

(9) 耐震診断等 耐震診断、耐震設計又は耐震診断改修計画評価をいう。

(10) 耐震改修工事 昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事に着工し、建築された集会所に対し、指針に基づき行う上部補強工事、基礎補強工事並びに耐震改修工事に際して必要となる既存仕上げ等の撤去及び再仕上げ等に要する工事をいう。

(補助金の交付基準)

第 3 条 補助金は、次の基準に従い、予算の範囲内で定める。

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
集会所を新築する場合	新築又は増築に要する費用(付帯工事費を含む。)	1/3 以内	500 万円
集会所を増築する場合			200 万円
集会所を改築する場合	250 万円		
集会所において水洗便所への改造を行う場合	30 万円		

集会所として使用する ための既存建物及びそ の敷地若しくは建設用 地を購入する場合	購入費		300 万円
公園の遊具又は工作物 等の設置等を行う場合	整備費		20 万円
AED の設置を行う場合	設置に要する費用		10 万円
集会所の耐震診断等を行 う場合	耐震診断、耐震設計又は耐震診断 改修計画評価に要する経費	2/3 以内	100 万円
集会所の耐震改修工事 を行う場合	耐震改修工事に要する費用		750 万円

2 前項のうち補助対象経費とは、自治会等から申請のあった経費について市長が審査の上、認めた経費をいう。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる財源を補助対象経費に充当しようとする場合は、これを補助金の算定から除くものとする。

- (1) 財産区財産の処分によって得た資金
- (2) 自治会等における共有財産などを処分することによって得た資金
- (3) 当該事業補助金以外の補助金

4 第 1 項の改築及び改造を併用しようとする場合にあつては、その合計額を補助対象経費とし、補助限度額を 250 万円までとする。

5 第 1 項の増築及び耐震改修工事を併用しようとする場合にあつては、総工事費のうち耐震改修工事に要する費用を集会所の耐震改修工事を行う場合の補助対象経費、総工事費から耐震改修工事に要する費用を除いた費用を増築の補助対象経費としてそれぞれ同項に規定する補助率に基づき算定した額を合計し、補助限度額を 950 万円までとする。

6 第 1 項の改築又は改造を、耐震改修工事と併用しようとする場合にあつては、総工事費のうち耐震改修工事に要する費用を集会所の耐震改修工事を行う場合の補助対象経費、総工事費から耐震改修工事に要する費用を除いた費用を改築又は改造する場合の補助対象経費としてそれぞれ同項に規定する補助率に基づき算定した額を合計し、補助限度額を 1,000 万円までとする。

7 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付制限)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、一の自治会等における 2 以上の集会所の設置については、当該自治会等の 2 以降の集会所の設置に対し、補助限度額の 2 分の 1 以内を補助するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、集会所の改築にかかる補助については、一の集会所における 2 回目以降の改築に対し、補助限度額の 2 分の 1 以内を補助するものとする。

3 既存建物を購入するに当たり、その敷地が利用権に基づく権利による場合は、その使用期間が 10 年以上有するものでなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行日以前に利用権に基づく権利の設定その他の権利に基づき使用していた敷地及び建設用地の購入については、補助の対象から除くものとする。

- 5 AED の設置に係る補助金の交付については、一の自治会において 1 回を限度とする。
- 6 集会所の耐震改修工事に係る補助金の交付については、交付申請する自治会において、当該自治会に加入する世帯の各種の地震保険への加入促進に努めるものとする。

(補助金の交付申請手続)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類（公園の整備に係る交付申請については、第 3 号、第 5 号及び第 6 号に掲げるもの、AED の設置に係る交付申請については、第 3 号から第 6 号までに掲げるもの並びに集会所の耐震診断等に係る交付申請については、第 2 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げるものを除く。）を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 集会所若しくは公園の整備に係る工事請負業者等の見積書の写し、AED の設置に係る見積書の写し又は集会所の耐震診断等若しくは耐震改修工事に要する費用が明示された工事請負業者等の見積書の写し
 - (2) 設計図書（位置図、配置図、平面図、立面図等）又は AED の設置に係る位置図
 - (3) 建築確認書の写し（ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 210 号）に基づく確認の申請を要しないものについては不要）
 - (4) 敷地の所有又は利用に関する権利書類（ただし、改築、改造及び次号に該当する場合は不要）
 - (5) 敷地を購入しようとする場合は、売買契約書の写し及び土地の登記事項証明書
 - (6) 集会所の耐震改修工事をしようとする場合は、耐震診断結果報告書及び耐震診断改修計画評価書（ただし、木造の建築物の場合は耐震診断改修計画評価書は不要）
- 2 前項の申請内容に変更が生じたときは、補助金変更交付申請書（様式第 3 号）により直ちにその旨を市長に申し出て、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条第 1 項の規定により申請書を受理したときは、審査の上、補助金交付の可否を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該自治会等に通知するものとする。

2 市長は、前条第 2 項の規定による変更を承認した場合は、補助金変更交付決定通知書（様式第 4 号）により当該自治会等に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 7 条 補助金の交付決定を受けた自治会等が当該事業を完了したときは、補助金交付請求書（様式第 5 号）に次の書類を添えて市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

- (1) 事業実績報告書（様式第 6 号）
- (2) 集会所の竣工写真、公園の整備が完了した後の写真又は集会所の耐震工事が完了した後の写真及び耐震改修の内容がわかる書類で市長が必要と認めるもの
- (3) 集会所若しくは公園の整備に係る工事請負業者等の領収書の写し、AED の設置に係る領収書の写し又は集会所の耐震診断等若しくは耐震工事に係る領収書の写し
- (4) 集会所敷地を購入した場合にあっては、土地の権利を取得したことを証する書類（土地の登記事項証明書等）及びその敷地が地区住民の共同財産であることを証する証書の写し
- (5) 集会所の耐震診断等を実施した場合は、耐震診断結果報告書、耐震設計書又は耐震診断改修計画評価結果報告書（ただし、木造の建築物の場合は耐震診断改修計画評価書は不要）

(補助金の交付)

第 8 条 市長は、前条の補助金交付請求書を受理したときは、現地調査の上、適当と認めたときは自

治会等に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、自治会等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(加算金及び延滞金)

第11条 自治会等は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 自治会等は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(使用の保持)

第12条 補助金の交付を受けて整備した集会所又は公園については、交付の日から起算して10年間その使用を廃し、又はその目的を変更してはならない。ただし、市長が特に認めたものについては、この限りではない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付その他の手続きについては、三木市各種事業等補助金交付手続規程（昭和43年10月1日三木市訓令第9号）によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成17年10月24日から施行する。

(三木市集会所整備補助金交付要綱の廃止)

2 三木市集会所整備補助金交付要綱（昭和54年11月30日制定）は、廃止する。

(吉川町の編入に伴う経過措置)

3 吉川町区域における三木市集会所整備補助金交付事業に関する取扱いについては、平成18年3月31日までの間は、この要綱の規定にかかわらず、公民館建築補助規程（昭和35年吉川町規程第5号。以下「吉川町規程」という。）の例による。ただし、吉川町の編入の日以後、新たに三木市集会所整備補助金交付事業を利用しようとする者については、吉川町規程第4条の規定にかかわらず、第3条の規定を適用する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 23 日）

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

条文 63 三木市自主防災組織補助金交付要綱

平成 25 年 9 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自主防災組織等の育成及び防災活動の円滑な推進を図るため、自主防災組織等に対し、資機材等の整備に要する経費を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織等 地域において自主的な防災活動を実施し、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的として結成された自主防災組織及びその連合体をいう。
- (2) 資機材等 次に掲げるものをいう。
 - ア 資機材 初期消防用資機材、救助用資機材等であって、別表第 1 アに掲げるものをいう。
 - イ 備蓄物資 災害に備えて備蓄する食料等であって、別表第 1 イに掲げるものをいう。
 - ウ 保管庫 資機材又は備蓄物資を保管するための施設(集会所等に併設又は集会所等の一部を保管庫として使用する場合を含む。)をいう。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱による補助金の交付を受けることのできる者は、自主防災組織等とする。

(補助対象経費)

第 4 条 この要綱の補助の対象となる経費は、資機材等の整備に要する経費(以下「補助対象経費」という。)とする。

(補助金の交付基準)

第 5 条 自主防災組織等が資機材等を整備しようとする場合における補助金の額は、別表第 2 に掲げる基準に従い、予算の範囲内で定める。

2 前項の規定に関わらず、自主防災組織等がこの要綱による補助金以外の補助金を補助対象経費に充当しようとする場合は、これを補助金の算定から除くものとする。

3 第 1 項に規定する補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織等(以下「申請者」という。)は、自主防災組織補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 組織図
- (4) 活動計画書又は備蓄計画書
- (5) 補助を受けようとする資機材等の見積書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請をしようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認

めたときは、補助金の交付を決定し、自主防災組織補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第8条 前条第1項の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の終了後、速やかに自主防災組織補助事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 資機材等の領収書
- (2) 資機材等の保管場所の位置図
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、自主防災組織補助金額確定通知書（様式第4号）により、当該補助事業者に通知する。

（補助金の請求等）

第10条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、自主防災組織補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（資機材等の管理責任）

第12条 補助事業者は、補助事業終了後においても、整備した資機材等は責任をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、整備した資機材等をみだりに処分し、又は他に譲渡してはならない。

（防災訓練等への協力）

第13条 補助事業者は、自ら防災訓練を実施するとともに、市の主催する防災訓練、防災講習会等に参加するよう努めるものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付の手続等については、三木市各種事業等補助金交付手続規程（昭和43年三木市訓令第9号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後における資機材等の整備について適用する。

(三木市自主防災組織補助金交付要綱の廃止)

2 三木市自主防災組織補助金交付要綱（平成 10 年 1 月 31 日制定）は、廃止する。

別表第 1（第 2 条関係）

ア 資機材

区分	品目
初期消火用資機材	可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型・小型消火器、消火器格納庫、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックス、バケツ、土のう、その他初期消火活動に必要な資機材
救助用資機材	携帯用無線通信機（トランシーバー）、ハンドマイク、発電機、投光機、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、チェーンブロックジャッキ、担架、梯子、油圧式救助器具、除雪機、バール、斧、つるはし、鍬、ペンチ、鉄線ばさみ、丸太、のこぎり、掛矢、スコップ、もっこ、石み、なた、ハンマー、強力ライト、救命ロープその他救助活動に必要な資機材
救護用資機材	標旗・腕章、防水シート、揚水機、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、防災井戸、一輪車、救急医療セット、毛布その他救護活動に必要な資機材
給食給水用資機材	釜、鍋、カセットコンロ、1 トン受水槽、ろ水器、ポリ容器、その他給食給水活動に必要な資機材
訓練用資機材	ビデオ装置、映写装置、人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、その他訓練等に必要な資機材
その他の資機材	テント・天幕、ビニールシート、ヘルメット、長靴、合羽その他市長が特に必要と認める資機材

イ 備蓄物資

区分	品目
食料	アルファ化米、クッキー、ビスケット等（賞味期限が 5 年以上のものに限る。）
飲料水	ペットボトル又はアルミ缶の容器に入った飲料水（賞味期限が 5 年以上のものに限る。）
日用品	歯ブラシ、紙おむつ、生理用品等

別表第2（第5条関係）

	補助対象者	補助対象経費	補助金額等
新規整備に係る補助基準	過去にこの要綱による補助を受けていない自主防災組織等	資機材、備蓄物資及び保管庫の整備に要する経費	30万円以上200万円以下で左記の経費に相当する額
資機材及び備蓄物資の整備（新規、更新及び補充）に係る補助基準	自主防災組織	資機材及び備蓄物資の整備に要する経費	左記の経費の 2/3 以下 （上限 10 万円）
	自主防災組織の連合体		左記の経費の 2/3 以下 （上限 20 万円）
保管庫の整備（更新）に係る補助基準	自主防災組織	保管庫の整備（集会所等に併設又は集会所等の一部を保管庫として使用する場合にあつては、当該保管庫として使用する部分の整備）に要する経費	左記の経費の 2/3 以下 （上限 50 万円）
	自主防災組織の連合体		左記の経費の 2/3 以下 （上限 100 万円）

条文 64 三木市緊急防止工事等支援補助金交付要綱

平成 16 年 11 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自然災害によって住居、人命又は地域に甚大な被害が発生するおそれがある場合に、これを未然に防ぐために行う緊急防止工事等の費用の一部を補助することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「自然災害」とは、暴風、洪水、地震その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。ただし、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和 32 年健河発第 351 号建設省河川局長通知）第 3 第 1 項各号のいずれかに該当するものに限る。

2 この要綱において、「緊急防止工事等」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 自然災害によって発生した小規模地すべり、岩盤落石、法面崩落、陥没、崩壊等を放置することにより、市民の生命や財産等に二次的な被害を及ぼすおそれがある場合に、当該二次的被害を受けるおそれがある者等がこれを緊急に防止するために最低限必要な対策として行うものであること。
- (2) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)等の適用が受けられず、かつ、国、県又は市における他の補助制度の対象とならないものであること。

(補助金の額)

第 3 条 この要綱による補助金の額は、市長が承認した工事計画にかかる工事価格の 3 分の 1 以内とする。ただし、100 万円を限度とする。

2 補助金の額を計算する場合において、その額に 1 万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(事前協議)

第 4 条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金の対象となる緊急の防止又は防護策を講じるための工事等計画書(様式第 1 号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、提出された緊急防止工事等が、要綱に定める工事等に該当するものであるかを審査するに当たって、意見を徴するために判定委員を選任するものとする。

3 判定委員は、理事、技監、企画管理部長、豊かなくらし部長及びまちづくり部長をもって構成する。

(交付申請手続)

第 5 条 前条の承認を受けた者が、この要綱による補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第 2 号)に次の書類を添付して、市長に申請するものとする。

- (1) 緊急防止工事等に関する請負業者の契約書の写し
- (2) 設計図書(位置図、平面図、縦横断図、施工計画図等)
- (3) 土地の所有又は利用に関する権利関係書類(字限図、土地登記簿謄本等)
- (4) 緊急防止工事の施工範囲となる土地所有者の施工承諾書

2 前項の申請内容に変更が生じたときは、補助金変更交付申請書(様式第 4 号)により直ちにその旨を市長に申し出て、その承認を受けなければならない。

(交付決定通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定により申請書を受理したときは、審査の上、補助金交付の可否を決定し、その旨を補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による変更を承認した場合は、補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者が緊急防止工事等を完了したときは、補助金交付請求書(様式第6号)に次の書類を添えて市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

- (1) 実績報告書(様式第7号)
- (2) 緊急防止工事等の竣工写真一式(全景、正面、施工状況等)
- (3) 緊急防止工事等に関する請負業者の領収書の写し

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の補助金交付請求書を受理したときは、現地調査確認の上、補助金を交付することを適当と認めたときは、当該申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、当該申請者が虚偽の申請、その他不正手段により補助金の交付を受けた場合及び補助金を目的以外に使用したと認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付その他の手続については、三木市各種事業等補助金交付手続規程(昭和43年三木市訓令第9号)によるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年11月25日から施行し、平成16年10月20日から適用する。

附 則(平成18年3月20日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に発生した自然災害に係る緊急防止工事等について適用する。

附 則(平成27年3月31日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

条文 65 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 4 月 1 日

条例第 1 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令等 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、三木市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下同じ。）が存するときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいわせられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長等の避難の指示等に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民

である世帯主に対し、その生活に立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならぬ。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の評価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害 （以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150 万円
イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	250 万円
ウ 住居が半壊した場合	270 万円
エ 住居が全壊した場合	350 万円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	150 万円
イ 住居が半壊した場合	170 万円
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く）	250 万円
エ 住居の全体が滅失した場合	350 万円

- (3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、措置期間は、そのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書で定める場合は、5 年）とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項及び令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

(最新改正 平成 23 年 12 月 26 日条例第 18 号)

条文 66 災害による被災者に対する市税等の減免に関する規則

平成 7 年 3 月 24 日

規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、三木市税条例(昭和 30 年三木市条例第 7 号)及び三木市国民健康保険税条例(昭和 34 年三木市条例第 16 号)に基づき、災害により特に甚大な被害を受け、かつ、担税力を著しく喪失した者に対して課する市民税、固定資産税及び都市計画税並びに国民健康保険税の減免について定めることを目的とする。

(市民税の減免)

第 2 条 災害により市民税の納税義務者(個人に限る。以下同じ。)が次の事由に該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課する市民税のうち、災害を受けた日とその年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度の初日の前日までの日に該当する場合にあっては、当該災害を受けた日の属する年度に係る市民税のうち当該災害を受けた日以後に納期限が到来する納期分(特別徴収に係る市民税については、当該災害を受けた日が属する月の翌月分以降とする。以下同じ。)及び当該災害を受けた日の属する年度の次年度に係る市民税、当該災害を受けた日とその年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度に属する場合にあっては、当該年度に係る市民税のうち当該災害を受けた日以後に納期限が到来する納期分の税額については、次の区分により軽減し、又は免除する。

(1) 災害により次の事由に該当することとなった者

事由	軽減又は免除の割合
ア 死亡した場合	全部
イ 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による生活扶助を受けることとなった者	全部
ウ 障害者(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障害者をいう。)となった場合	10 分の 9

(2) 災害によりその者(納税義務者の法第 23 条第 1 項第 7 号若しくは法第 292 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者又は法第 23 条第 1 項第 8 号若しくは第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以上であるもので、前年中の法第 23 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額又は第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(法附則第 33 条の 3 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 33 条の 4 第 1 項に規定する超短期所有土地等に係る課税事業所得等の金額(法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第 34 条第 1 項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第 35 条第 1 項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。))又は法附則第 35 条の 2 に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額(法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が 1,000 万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

合計所得金額\損害程度	軽減又は免除の割合	
	10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
500万円以下であるとき	2分の1	全部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

(市民税の減免申請)

第3条 前条の規定により市民税の減免を受けようとする者は、同条の各区分の事由に該当する事実その他の必要な事項を記載した市税等申請書(別記様式)を災害発生日の翌月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、特別の理由があるものは、この限りでない。

(固定資産税の減免)

第4条 災害により固定資産税の納税義務者が次の事由に該当することになった場合においては、当該納税義務者に対して課する固定資産税のうち、災害を受けた日とその年の1月1日を賦課期日とする年度の初日の前日までの日に該当する場合にあっては、当該災害を受けた日の属する年度に係る固定資産税のうち当該災害を受けた日以後に納期限が到来する納期分及び当該災害を受けた日の属する年度の次年度に係る固定資産税、当該災害を受けた日とその年の1月1日を賦課期日とする年度に属する場合にあっては、当該年度に係る固定資産税のうち当該災害を受けた日以後に納期限が到来する納期分の固定資産税額については、次の区分により軽減し、又は免除する。

(1) 土地

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

(2) 家屋

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

(3) 償却資産(家屋に準ずる。)

2 第3条の規定は、固定資産税の減免申請について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第4条」と、「市民税」とあるのは「固定資産税」と読み替えるものとする。

(都市計画税の減免)

第5条 災害により被害を被った納税義務者に対する都市計画税は、第4条に準じて軽減し、又は減免する。

2 第3条の規定は、都市計画税の減免申請について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第4条」と、「市民税」とあるのは「都市計画税」と読み替えるものとする。

(国民健康保険税の減免)

第6条 災害により被害を被った納税義務者に対する国民健康保険税は第2条に準じて軽減し、又は減免する。

2 第3条の規定は、国民健康保険税の減免申請について準用する。この場合において、同条中「市民税」とあるのは「国民健康保険税」と読み替えるものとする。

(減免の取消し)

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正行為により市民税、固定資産税及び都市計画税並びに国民健康保険税の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、平成7年1月17日から適用する。

2 法附則第4条の2の規定により阪神・淡路大震災によってその者の有する資産について受けた損失の金額を平成7年度において生じた損失の金額として控除することとした者については、当該個人の納入すべき税額が、仮に同条の規定が適用されず、かつ、第2条の適用が講じられたとした場合の税額を上回る場合を除き、法附則第4条の2の規定のみを適用するものとする。

